

# メットライフ終身保険〈円建・外貨建〉

健康告知なしコース

健康告知ありコース

## 特に重要なお知らせ (契約概要・注意喚起情報)

一時払終身保険(米ドル建 初期死亡保険金抑制型) / 利率変動型一時払終身保険(米ドル建 16)  
利率変動型一時払終身保険(円建 24) / 利率変動型一時払終身保険(円建 24)

[運用通貨]



米ドル 円

お申込みにあたっては、お客さまのライフプランやそなえたいリスクなどのほか、公的保険制度による保障内容も踏まえてご確認ください。

### 公的保険について

金融庁ホームページ

[www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html](http://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)

### 公的年金制度（老齢年金制度）について

生命保険協会ホームページ

[www.seiho.or.jp/data/billboard/pension/](http://www.seiho.or.jp/data/billboard/pension/)

ご検討・お申込みに際しては、この「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」のほか、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

- 野村証券株式会社(募集代理店)では、複数の保険会社の生命保険商品を取扱っています。ご要望がございましたら、募集代理店の販売資格を持った社員にお問合せください。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によっては、この保険をお申込みいただけない場合があります。

■引受保険会社



メットライフ生命保険株式会社

〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3  
東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー  
www.metlife.co.jp TEL:0800-1701573

■募集代理店

## 野村証券株式会社

取扱者(生命保険募集人)



各コースの説明は、以下のページの該当箇所でご確認いただけます。

コース名	契約概要	注意喚起情報
健康告知なしコース<米ドル建>	P1~15	P33~49
健康告知なしコース<円建>	P17~31	P35~49
健康告知ありコース<米ドル建>	P1~16	P33~49
健康告知ありコース<円建>	P17~32	P35~49

この書面は、保険業法第300条の2(金融商品取引法第37条の3第1項を準用)にもとづき、契約締結前にお客さまへの交付が義務付けられた「契約締結前交付書面」です。当商品の重要な事項について、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類してご説明しています。ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

この商品は、メットライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。  
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

■引受保険会社



メットライフ生命保険株式会社

■募集代理店

## 野村証券株式会社


# 契約概要 米ドル建

この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に内容を十分に確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。



## 「メットライフ終身保険<外貨建>」は、米ドルで運用する一時払終身保険です。健康告知の有無により、商品のしくみが異なります。

 この商品は、為替相場の変動や解約時および減額時に市場金利などの変動による影響を受けるため、損失が生じるおそれがあります。 **P33** 注意喚起情報 冒頭

正式名称：一時払終身保険（米ドル建 初期死亡保険金抑制型）  
利率変動型一時払終身保険（米ドル建 16）

本書の見方  
ご選択いただいたコースにより、該当する説明箇所をお読みください。

<b>健康告知なし</b> 米ドル	米ドル建の健康告知なしコースは、一時払終身保険（米ドル建 初期死亡保険金抑制型）でのご契約です。左記の表示がある箇所は、当コースのみにかかる内容です。
<b>健康告知あり</b> 米ドル	米ドル建の健康告知ありコースは、利率変動型一時払終身保険（米ドル建 16）でのご契約です。左記の表示がある箇所は、当コースのみにかかる内容です。
<b>共通</b>	左記の表示がある箇所は、「健康告知なしコース」「健康告知ありコース」共通の内容です。

# 1

## 引受保険会社の名称、住所などについては以下のとおりです

<b>共通</b>	名称	メットライフ生命保険株式会社
	住所	東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー
	電話	<b>0120-880-533</b> （お客さま相談室）
	ホームページ	<a href="http://www.metlife.co.jp">www.metlife.co.jp</a>

# 2

## 商品のしくみと特徴については以下のとおりです

健康告知なし  
米ドル

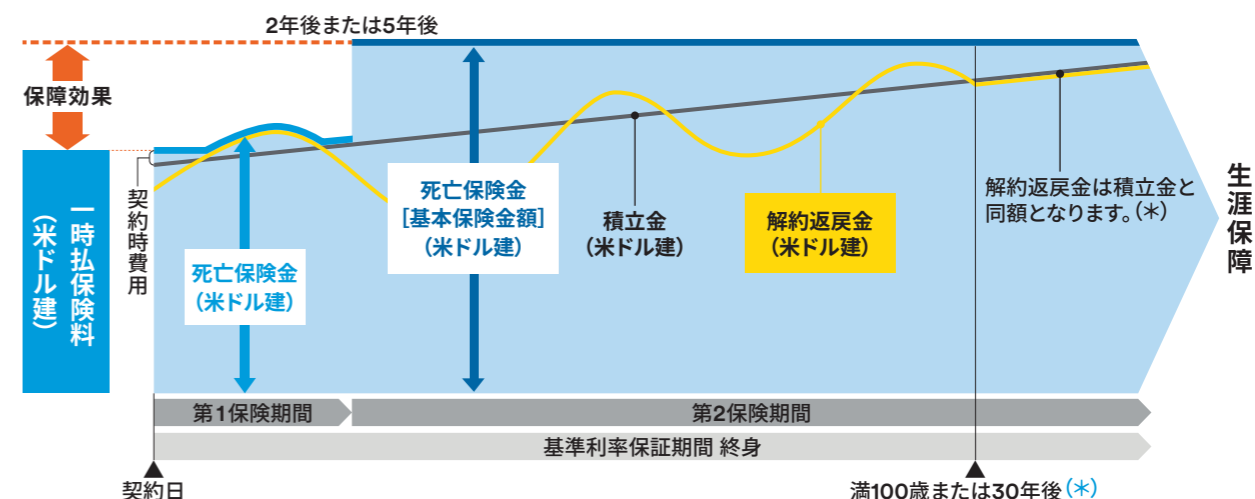
- 被保険者が死亡されたときは、死亡保険金を米ドル建でお支払いします。
- 第1保険期間の死亡保険金額は、一時払保険料相当額を米ドル建で最低保証します。第2保険期間は一時払保険料より高い基本保険金額が米ドル建で最低保証されています（第1保険期間の保険金額を抑えることで、第2保険期間の保障を大きくするしくみとなっています）。
- ※円でお受取りになる場合、受取時の為替レートによっては、受取額が一時払保険料の円換算額を下回る（元本割れする）ことがあります。
- 基本保険金額は、被保険者の年齢、性別、契約時の基準利率、第1保険期間の年数、一時払保険料などにより決定します。
- 第1保険期間は、契約時に2年または5年から選択いただけます。契約後の変更はできません。
- ご契約に際しては、職業などについて、ありのままを告知していただきます。

**P39** 注意喚起情報2

※年齢や一時払保険料などによっては、お取扱いできないことがあります。

しくみ図  ※保険金については **P8** 契約概要 7 をご覧ください。

### 2年後または5年後から、米ドル建でふやしてのこせます。



※解約日・減額日が下記の場合、市場価格調整は行いません。  
 契約年齢 満70歳以下：契約日から30年後の年単位の契約応当日以後  
 契約年齢 満71歳以上：被保険者が満100歳となって迎える年単位の契約応当日以後

健康告知あり  
米ドル

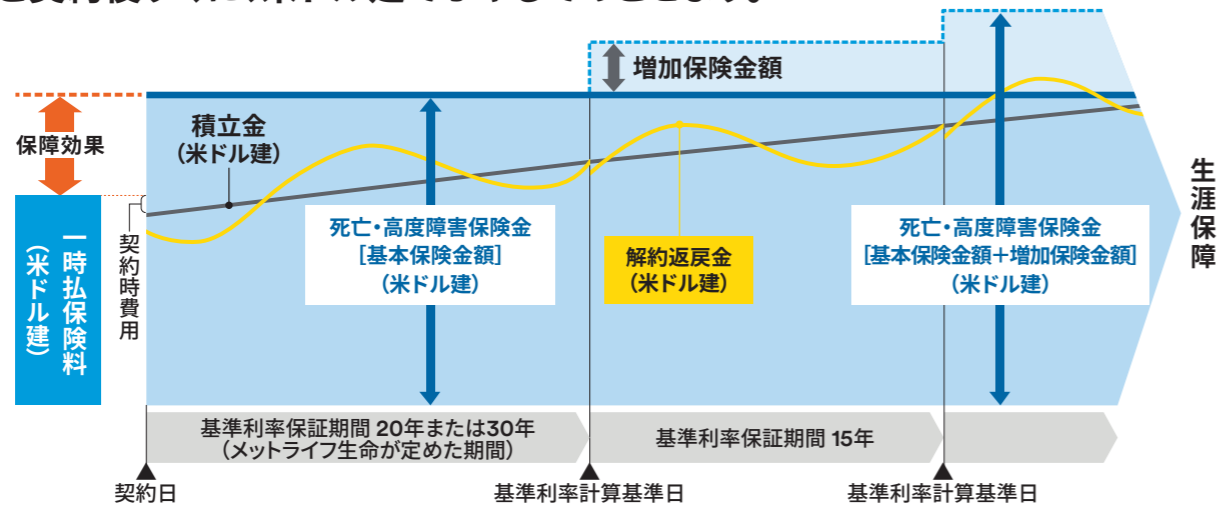
- 被保険者が死亡されたとき、または高度障害状態に該当されたときは、死亡保険金または高度障害保険金を米ドル建でお支払いします。
- 一時払保険料より高い基本保険金額が、ご契約当初から保険期間を通じて米ドル建で最低保証されています。
- ※円でお受取りになる場合、受取時の為替レートによっては、受取額が一時払保険料の円換算額を下回る(元本割れする)ことがあります。
- 基本保険金額は、被保険者の年齢、性別、契約時の基準利率、基準利率保証期間、一時払保険料などにより決定します。
- 更改時(基準利率計算基準日)の基準利率が最低保証基準利率を上回った場合、その都度、増加保険金額が加算されます。
- 基準利率が常に最低保証基準利率で推移した場合、増加保険金額は発生しません。
- ご契約に際しては、健康状態などについて、ありのままを告知していただきます。

**P40** 注意喚起情報2

※年齢や一時払保険料、被保険者の健康状態などによっては、お取扱いできないことや一部お取扱いを制限させていただくことがあります。

しくみ図 **イメージ図** ※保険金については **P8** **契約概要 7** をご覧ください。

ご契約後すぐに、米ドル建でふやしてのこせます。



共通

- 契約時に保険料を一括してお支払いいただき、米ドル建の一時払終身保険です。
- 運用通貨は米ドルとなります。そのため、米ドルと円を交換する際には為替相場の影響を受けます。
- 解約時および減額時に、運用対象となっている資産(債券など)の価値を解約返戻金額に反映させる「市場価格調整」を行います。
- ※一時払保険料、基本保険金額などは、お申込みいただく際に申込書および設計書にてご確認ください。

3

基準利率については以下のとおりです

健康告知なし  
米ドル

- 「基準利率」とは、積立金(契約時は一時払保険料から契約時費用を差し引いた部分)に付利する利率のことをいいます(一時払保険料に付利する利率ではありません)。
- 積立金とは、保険金などをお支払いするために保険料の中から積み立てる部分のことです。積立金額は、契約時に適用される基準利率によって計算され、増加します。
- 積立金からは保険契約の締結・維持および死亡保障にかかる費用が毎月差し引かれますので、積立金が基準利率でそのまま複利運用されるものではありません。なお、基準利率は実質的な利回りとは異なります。実質的な利回りについては、**P5** **ご参考** をご覧ください。
- 基準利率は、毎月1日と16日に設定されます。契約日時点で設定されている基準利率が、終身にわたって適用されます。
- 基準利率は、所定の期間における指標金利の平均値に1.0%を増減させた範囲内(\*1)でメットライフ生命が定めた利率です。

指標金利
米ドル建公社債にて構成された債券インデックスをもとに設定

詳しくは **ご契約のしおり・約款**

健康告知あり  
米ドル

- 「基準利率」とは、積立金(契約時は一時払保険料から契約時費用を差し引いた部分)に付利する利率のことをいいます(一時払保険料に付利する利率ではありません)。
- 積立金とは、保険金などをお支払いするために保険料の中から積み立てる部分のことです。積立金額は、契約時または更改時に適用される基準利率によって計算され、増加します。
- 積立金からは死亡・高度障害保障や保険契約の維持のための費用が毎月差し引かれますので、積立金が基準利率でそのまま複利運用されるものではありません。なお、基準利率は実質的な利回りとは異なります。実質的な利回りについては、**P5** **ご参考** をご覧ください。
- 基準利率は、毎月1日と16日に設定されます。契約日時点で設定されている基準利率が、契約後最初に到来する基準利率計算基準日の前日までの期間(契約時の基準利率保証期間)適用されます。
- 契約時の基準利率保証期間は、20年または30年のうち、契約日時点でメットライフ生命が設定している期間となります。
- 更改後の基準利率保証期間は15年となります。以降15年ごとに基準利率が更改されます。
- 契約後の基準利率は、所定の基準利率保証期間ごとの年単位の契約応当日(基準利率計算基準日)に更改を行います。更改日時点で設定されている基準利率が適用され、基準利率保証期間中、変更されることはありません。
- 基準利率は、年2.00%を最低保証します。
- 基準利率は、所定の期間における指標金利の平均値に1.0%を増減させた範囲内(\*1)でメットライフ生命が定めた利率から資産運用のための費用(運営管理費率)を差し引いた利率です。

指標金利
米ドル建公社債にて構成された債券インデックスをもとに設定

詳しくは **ご契約のしおり・約款**

契約概要

米ドル建

- 基準利率については、下記にてご確認ください。

メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター	<b>0120-056-076</b> (月～金 9:00～18:00 年末年始および祝日を除く)
メットライフ生命ホームページ	<b>www.metlife.co.jp/financial</b> (*2)

※契約者への定期的なご案内でもご確認ください。

- \*1 市場環境などにより、「実際に運用対象となる資産（債券など）の利回り」は「指標金利の利回り」から乖離することがあります。  
1.0%を増減させた範囲内で調整するのはこの乖離などに対応するため、その増減は過去の資産運用状況や将来の資産運用見込みなどを考慮して定めます。
- \*2 表紙に記載の商品名のページをご覧ください。

ご参考

- この商品の実質的な利回りは、以下をさします。

健康告知なしコース

契約年齢 満70歳以下の場合：一時払保険料（米ドル建）に対する、「契約日から30年後の年単位の契約応当日における積立金額（米ドル建）」の利回り（年複利）

契約年齢 満71歳以上の場合：一時払保険料（米ドル建）に対する、「被保険者が満100歳となって迎える年単位の契約応当日における積立金額（米ドル建）」の利回り（年複利）

健康告知ありコース

一時払保険料（米ドル建）に対する、「初回の基準利率計算基準日における積立金額（米ドル建）」の利回り（年複利）

※実質的な利回りは、基準利率より小さい率となります。

## 4 この商品のリスクについては以下のとおりです

為替リスクについて

- 為替相場の変動により、保険金などの受取時の円換算額が、一時払保険料や保険金などの契約時の為替相場による円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性について

- 解約時・減額時に、運用対象となっている資産（債券など）の価値を解約返戻金額に反映させる「市場価格調整」を行うため、市場環境などの変化により解約返戻金額が増減します。そのため、解約時・減額時の市場環境などの変化によっては、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

※一般的に、債券の価値は、市場金利が高くなると下がり、市場金利が低くなると上がる性質があります。

## 5 諸費用については以下のとおりです

- この保険にかかる費用は、「保険関係費用」「外貨のお取扱い時にご負担いただく費用」の合計額となります。

- 年金支払特約・年金移行特約を付加した場合は、主契約の費用とは別に「年金を管理するための費用」がかかります。

P33 注意喚起情報 冒頭

## 6 ご契約については以下のとおりです

契約時のお取扱いについて

		健康告知なしコース	健康告知ありコース
運用通貨		米ドル	
保険期間		終身	
基準利率 保証期間	契約時	終身	20年または30年のうち、 メットライフ生命が定める期間
	更改時	—	15年（15年ごとに基準利率が更改 されます）
基準利率	設定日	毎月1日・16日	
	最低保証 基準利率	—	年2.00%
保険料払込方法／経路		一時払／野村証券経由またはメットライフ生命指定金融機関口座への送金 ※保険料円入金特約を付加する場合は、メットライフ生命指定金融機関口座への送金 のみとなります。	
保障（責任）の開始		メットライフ生命での一時払保険料の領収または告知のいずれか遅いとき （責任開始時）から保障を開始します。	
契約日		責任開始時の属する日（責任開始の日）と同日とします。	
契約者の年齢範囲		0歳～満100歳（申込日における満年齢）	
被保険者の契約年齢範囲		満50歳～満90歳 （契約日における満年齢）	0歳～満85歳 （契約日における満年齢）
被保険者		原則として、契約者本人、契約者の配偶者または契約者の2親等内の血族の 方からご指定ください。 ※ただし、お申込みの形態によっては、お引受けできないことやお申込み金額を制限 させていただくことがあります。 （例）被保険者に配偶者、子または親のいずれかがいるにもかかわらず、被保険者の 兄弟が契約者となっている場合	
死亡保険金受取人		原則として、被保険者の配偶者、被保険者の3親等内の親族または被保険者の 4親等内の血族の方からご指定ください。なお、死亡保険金受取人は複数人 をご指定いただけます。	
基本保険金額	最高金額 (*1)	(1契約あたり)15億円相当額 (当コースの通算)15億円相当額(*2)	(1契約あたり)15億円相当額 (当コースの通算)20億円相当額(*2) ※お申込みいただける保険金額は、年齢や 診査区分などによる上限があります。
一時払保険料		3万米ドル以上（100米ドル単位） ※保険料円入金特約を付加する場合、払込最低額は300万円（10万円単位）	

\*1 メットライフ生命所定の為替レートをを用いて円換算します。なお、記載の基準を満たしている場合でも、ご希望の金額では  
お申込みいただけない場合があります。

\*2 別途、メットライフ生命における所定の有効契約の保険金額との通算限度があります。

	健康告知なしコース	健康告知ありコース
その他お引受けにあたっての制限について	被保険者の健康状態、体格、職業・職務内容、収入や資産などの経済状況、年齢、他の保険契約との通算金額などによってはご契約をお引受けできないことがあります。	お引受けできる場合であっても、保険金額がお申込み金額を下回ることや特別な条件を付けさせていただくこと、保障の一部を制限させていただくことがあります。

※金融情勢などの影響により、コース・年齢・性別によってはお取扱いを見合わせている場合があります。

健康告知なし  
米ドル

### 基本保険金額の上乗せについて

- 一時払保険料が40万米ドル以上のご契約の場合、基本保険金額の上乗せがあります。上乗せされたご契約は、一時払保険料が40万米ドル未満のご契約よりも、一時払保険料に対する基本保険金額の割合が大きくなります。  
※お申込みいただく契約条件の具体的な数値については設計書にてご確認ください。
- 保険料円入金特約を付加して、一時払保険料を他の通貨にて入金された場合、メットライフ生命における保険料受領日の為替レートにより米ドルに換算されるため、米ドル建の一時払保険料は保険料受領日により変動します。その結果として、基本保険金額の上乗せをご希望された場合でも、上乗せが適用されなくなることがあります。
- 基本保険金額の上乗せが適用されたご契約において、一時払保険料相当額が40万米ドル未満となる減額をされた場合、減額後の基本保険金額の計算にあたり上乗せは適用されません。そのため、一時払保険料相当額に対する基本保険金額の割合は減額前よりも小さくなります。  
※ご契約の一部を年金移行して一時払保険料相当額が40万米ドル未満となった場合も同様です。

### 契約後のお取扱いについて

	健康告知なしコース	健康告知ありコース
保険契約者貸付	お取扱いできません。	
保険金の据置支払 <sup>(*)</sup>	お取扱いできます。	
増額	お取扱いできません。	
減額	減額後の基本保険金額が3万米ドル以上となる一時払保険料相当額を100米ドル単位でご指定いただけます。 ※減額後の基本保険金額や積立金額は減額時に指定した一時払保険料相当額から計算されます。	減額後の基本保険金額を3万米ドル以上、1,000米ドル単位でご指定いただけます。 ※基本保険金額が減額された場合、同じ割合で積立金額・増加保険金額なども減額されます。
解約	お取扱いできます。	

※保険金をすぐに受け取らず、一定期間メットライフ生命に据え置くことで、期間満了時には所定の利息を付けた金額でお受け取りいただけます。

※解約・減額をする場合は市場価格調整を行います。 **P11 契約概要11**

## 7 保障内容については以下のとおりです

- 各保険金は、責任開始時以後の保険期間中に以下の支払事由に該当されたときにお支払いします。

健康告知なし  
米ドル

保険金の種類	お支払いするとき(支払事由)	お支払いする金額	受取人
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	各保険期間において、支払事由発生日における次のいずれか大きい金額 契約日から2年間または5年間 <sup>(*)</sup> (第1保険期間中) ①一時払保険料相当額 ②積立金相当額 ③解約返戻金相当額 契約日の2年後または5年後の契約 応当日以後 (第2保険期間中) ①基本保険金額 ②解約返戻金相当額	死亡保険金受取人

\*1 ご契約時に選択いただいた期間となります。

※このコースに高度障害保険金はありません。

健康告知あり  
米ドル

保険金の種類	お支払いするとき(支払事由)	お支払いする金額	受取人
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	支払事由発生日における次のいずれか大きい金額 ①基本保険金額および増加保険金額の合計額 ②解約返戻金相当額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が所定の高度障害状態に該当されたとき	①基本保険金額および増加保険金額の合計額 ②解約返戻金相当額	死亡保険金受取人

※高度障害保険金が支払われた場合には、高度障害状態に該当されたときから、この保険契約は消滅したものとします。

※所定の高度障害状態につきましては、「ご契約のしおり・約款」の「別表」をご覧ください。

共通

### 保険金のお受取方法について

保険金は一括または年金でお受取りいただけます。また、一括受取の一部分を年金受取に代えることもできます。

高度障害保険金  
死亡保険金

#### 一括受取

保険金を一括でお受取りいただけます。

#### 年金受取(年金支払特約を付加)

契約時や保険金の請求時などに年金支払特約を付加することで、保険金を年金基金に充当して年金をお受取りいただけます。

※年金には確定年金と終身年金があります。

確定年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一定期間、年金をお受取りいただけます。</li> <li>●年金支払期間<sup>(*)</sup>中に年金受取人が死亡されたときは、年金受取人の相続人に残りの年金支払期間に応じた金額を、一時金としてお支払いします。</li> </ul> <p>*2 5年/10年/15年/20年/25年/30年/35年/36年から選択</p>
------	--

保証期間付終身年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一生涯にわたって年金をお受取りいただけます。</li> <li>● 保証期間<sup>(※3)</sup>中に年金受取人が死亡されたときは、年金受取人の相続人に残りの保証期間に応じた金額を、一時金としてお支払いします。</li> </ul> <p>※3 5年/10年/15年/20年から選択</p>
-----------	--

※年金の種類などは、メットライフ生命所定の範囲内でご選択いただけます。詳しくは [ご契約のしおり・約款](#)

共通

### 受取通貨および換算時適用為替レートについて

保険金や年金は米ドルでのお受取りとなりますが、円支払特約を付加することで円でもお受取りいただけます。

受取方法	受取通貨	適用為替レート
一括受取/ 年金受取	米ドル	—
	円(円支払特約を付加)	TTM(対顧客電信売買相場仲値) - 50銭

8

## 保険金などをお支払いできない場合については以下のとおりです

- 支払事由に該当しない場合や免責事由に該当する場合には、保険金などをお支払いできません。

	健康告知なしコース	健康告知ありコース
支払事由に 該当しない場合の例	—	● 責任開始時前の傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当されたときには高度障害保険金をお支払いできません。
免責事由に 該当する場合の例	● 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺による死亡の場合。 ● 契約者または死亡保険金受取人の故意による死亡の場合。	

※そのほかにも保険金などをお支払いできない場合があります。  
詳しくは「ご契約のしおり」の「保険金・給付金などをお支払いできない場合」をご覧ください。

9

## 付加できる主な特約については以下のとおりです

共通

特約/ 付加できる時期	内容		
保険料 円入金特約 契約時	米ドル建の一時払保険料を円で払い込むことができます。 <table border="1"> <tr> <td>円ぴったり入金</td> <td>保険料円払込額を10万円単位の端数のない金額で指定し、米ドル建の一時払保険料に充当できます。</td> </tr> </table> <p>※一時払保険料の一部のみに対して付加することはできません。</p>	円ぴったり入金	保険料円払込額を10万円単位の端数のない金額で指定し、米ドル建の一時払保険料に充当できます。
円ぴったり入金	保険料円払込額を10万円単位の端数のない金額で指定し、米ドル建の一時払保険料に充当できます。		
円支払特約 請求時	米ドル建の保険金、解約返戻金、年金を円で受け取ることができます。 ※この特約は、保険金の請求時は保険金受取人が、解約返戻金の請求時には契約者が付加できます。		

特約/ 付加できる時期	内容		
年金支払 特約 <sup>(※1)</sup> 契約時・契約後 いつでも	保険金などを原資(年金基金)として年金を受け取ることができます。 <table border="1"> <tr> <td>年金の受取人</td> <td>死亡保険金受取人</td> </tr> </table> <p>※選択できる年金種類は、確定年金・保証期間付終身年金となります。 ※この特約は、契約時または保険期間中は契約者が、保険金の支払事由が発生した場合は保険金受取人が付加できます。</p>	年金の受取人	死亡保険金受取人
年金の受取人	死亡保険金受取人		
年金移行 特約 <sup>(※1)</sup> 契約日から 3年経過以後の 年単位の 契約応当日	保障の全部または一部を解約・減額し、解約返戻金を原資として年金を受け取ることができます(移行した部分の以後の保障はなくなります)。 <table border="1"> <tr> <td>年金の受取人</td> <td>契約者または被保険者</td> </tr> </table> <p>※選択できる年金種類は、確定年金・保証期間付終身年金となります。 ※この特約は、契約者が被保険者の同意を得て付加できます。</p>	年金の受取人	契約者または被保険者
年金の受取人	契約者または被保険者		

※1 実際の年金額は、契約時点で定まるものではなく、年金支払開始時点の基礎率(適用利率、予定死亡率、年金を管理するための費用(年金額の1.00%、2026年4月現在))などにもとづいて計算された金額となります(ただし、確定年金の場合は予定死亡率を除きます)。今後の経済情勢、平均寿命の変化などにより基礎率などが変更された場合、契約時に例示した年金額を大きく下回る可能性があります。

健康告知  
あり  
米ドル

特約/ 付加できる時期	内容
リビング・ ニーズ特約 契約時・契約後 いつでも	被保険者が余命6ヵ月以内と判断された場合に、基本保険金額の一部をリビング・ニーズ保険金として被保険者にお支払いします(基本保険金額は減額されます)。 ● お支払いは1回のみです。 ● 3,000万円または基本保険金額の1/2 <sup>(※2)</sup> のいずれか小さい額を限度として、被保険者よりご請求いただけます。その際、ご指定いただく金額を特約基準保険金額といいます。 ※2 メットライフ生命所定の換算レートで円換算します。 ※お支払時に6ヵ月間の特約基準保険金額に対応する利息を差し引きます。 ※増加保険金額がある場合、増加保険金額に基本保険金額の減額された割合を乗じた金額を合わせてお支払いします。 ※この特約は、契約者が付加できます。 ※死亡保険金受取人が法人の場合は付加できません。
給付金代理 請求特約 契約時・契約後 いつでも	被保険者の同意を得て特約を付加することにより、被保険者が受取人となるリビング・ニーズ保険金について、ご自身による意思表示が困難であるなど、特別な事情があるとメットライフ生命が認めたときに、被保険者に代わって代理請求人が保険金を請求できます。 ※この特約は、契約者が被保険者の同意を得て付加できます。
特定障害 不担保 特約 <sup>(※3)</sup> 契約時	契約時に、特定障害を不担保とする特約を付加することでお引受けすることがあります。
特別条件 特約 <sup>(※3)</sup> 割増保険料あり 契約時	契約時に、割増保険料をお支払いいただく特約を付加することでお引受けすることがあります。

※3 被保険者の健康状態などの理由で通常健康告知ありコースではご契約いただけないが、特定の特約を付加することでご契約いただける場合に案内されるものです。なお、特別条件特約は、被保険者の年齢、性別、基準利率などにより、基本保険金額が一時払保険料(割増保険料を含む)と同額または低くなる場合があります。その場合にはお取扱いができません。

## 10 配当金については以下のとおりです

- この保険に配当金はありません。

## 11 解約返戻金については以下のとおりです

共通

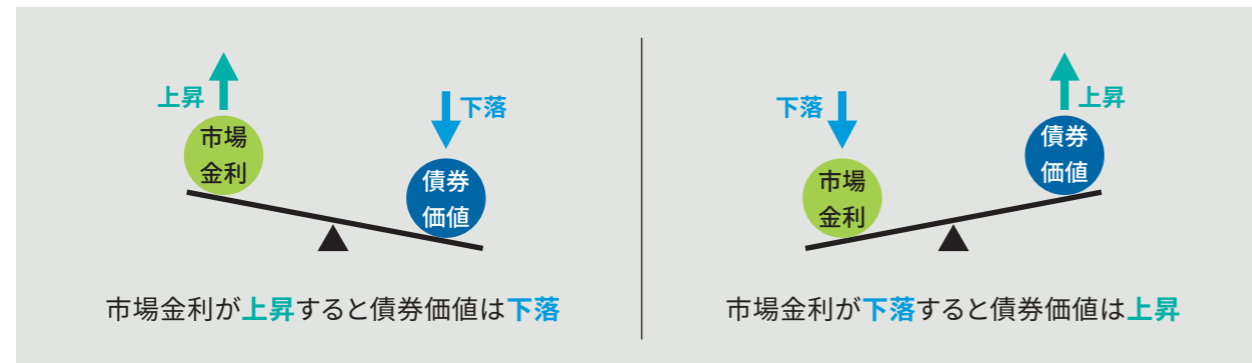
- ご契約を解約・減額される時期や市場環境などの変化に応じて解約返戻金額は変動します。解約返戻金額は、解約日・減額日の積立金額に市場価格調整率を反映させた金額となります。  
※減額とは一部解約のことをいいます。

$$\text{解約返戻金額} = \frac{\text{解約日・減額日の積立金額}}{\text{積立金額}} \times \left( 1 - \text{市場価格調整率}^{\star} \right)$$

### 市場価格調整とは

- この保険は主に債券で運用しており、解約返戻金の計算の際に、その価値の変動を解約返戻金に反映しています。このしくみを「市場価格調整」といいます。
- 一般的に、債券の価値は、市場金利が高くなると下がり、市場金利が低くなると上がる性質があります。

イメージ図



- ご契約から短期間で解約されたときの解約返戻金額は、多くの場合、一時払保険料より少ない金額となり、損失が生じるおそれがあります。
- 解約日・減額日が以下の場合、市場価格調整は行わず、解約返戻金は積立金と同額となります。

健康告知なしコース	契約年齢 満70歳以下の場合：契約日から30年後の年単位の契約応当日以後の場合 契約年齢 満71歳以上の場合：被保険者が満100歳となって迎える年単位の契約応当日以後の場合
健康告知ありコース	基準利率計算基準日の場合

健康告知なし  
米ドル

$$\star \text{市場価格調整率} = 1 - \left( \frac{1 + \text{適用されている基準利率を計算するための基準指標金利}^{\star(1)}}{1 + \text{解約日・減額日に計算される基準利率を計算するための基準指標金利}^{\star(2)} + a^{\star(3)}} \right)^{\frac{N}{12}^{\star(4)}}$$

*1 適用されている基準利率を計算するための基準指標金利	ご契約中の保険契約に適用されている基準利率を計算するための基準指標金利 (お客さまに適用されている基準利率を計算するための基準指標金利)
*2 解約日・減額日に計算される基準利率を計算するための基準指標金利	解約日・減額日を契約日とみなした場合に計算される基準利率を計算するための基準指標金利 (解約日・減額日の基準利率を計算するための基準指標金利)
*3 a	0%～0.10%の範囲内でメットライフ生命が定めた率
*4 N	①解約日・減額日が、被保険者が満85歳となって迎える年単位の契約応当日より前の場合： 0.64 × (z - t - 38) ②解約日・減額日が、被保険者が満85歳となって迎える年単位の契約応当日以後の場合： 0.35 × (z - t + 79) z: 契約日から被保険者が満100歳となって迎える年単位の契約応当日の前日までの月数 t: 契約日から解約日・減額日の前日までの月数 (月数未満切捨て)

※基準指標金利とは、メットライフ生命所定の期間における指標金利の平均値をいいます。

※\*2・\*3の値については、メットライフ生命ホームページ (www.metlife.co.jp/financial) にて、表紙に記載の商品名のページをご覧ください。

### 市場価格調整率の計算式における「a」について

- 「a」は、解約返戻金額の計算に用いる利率 (基準指標金利) を設定する時期 (毎月1日・16日) と解約返戻金計算基準日 (解約日) の間に生じる金利変動や、運用資産の売却にかかる取引費用などにそなえるために、メットライフ生命が定めた率になります。
- この「a」により、契約日と解約日の基準指標金利が同じ場合であっても積立金額からは市場価格調整率が差し引かれます (「a」が0%のときを除きます)。  
なお、この場合、経過期間が短いほど、また「a」が大きいほど、差し引く率は大きくなります。
- 例えば、契約日と解約日の基準指標金利が同じ年3.00%かつ「a」が0.10%の場合、経過年数に応じた控除率 (市場価格調整率) は以下のとおりです。

### 被保険者の契約年齢：60歳の場合

契約時からの経過年数ごとの控除率 (市場価格調整率)										
0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
2.26%	2.20%	2.14%	2.08%	2.02%	1.96%	1.90%	1.84%	1.77%	1.71%	1.65%
11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
1.59%	1.53%	1.47%	1.41%	1.35%	1.29%	1.22%	1.16%	1.10%	1.04%	0.98%
22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年		
0.92%	0.86%	0.79%	0.73%	0.70%	0.66%	0.63%	0.60%	0.00%		

※上記は「a (0.10%)」の影響を説明するための例示であり、実際の市場価格調整率は契約日と解約日の基準指標金利や「a」、被保険者の契約年齢により変動します (市場価格調整による解約返戻金額の増減については、P14をご覧ください)。

※市場価格調整の適用期間中は、例示以外の期間においても市場価格調整率が変動します。

$$\star \text{市場価格調整率} = 1 - \left( \frac{1 + \text{適用されている基準利率を計算するための基準指標金利}^{(*)5}}{1 + \text{解約日・減額日に計算される基準利率を計算するための基準指標金利}^{(*)6} + a^{(*)7}} \right)^{\frac{\text{月数}^{(*)8}}{12}}$$

*5 適用されている基準利率を計算するための基準指標金利	ご契約中の保険契約に適用されている基準利率を計算するための基準指標金利 (お客さまに適用されている基準利率を計算するための基準指標金利)
*6 解約日・減額日に計算される基準利率を計算するための基準指標金利	解約日・減額日を契約日または基準利率計算基準日とみなした場合に計算される基準利率を計算するための基準指標金利 (解約日・減額日の基準利率を計算するための基準指標金利)
*7 a	0%～0.10%の範囲内でメットライフ生命が定めた率
*8 月数	①残存月数が120ヵ月以下の場合：残存月数 ②残存月数が121ヵ月以上の場合：残存月数÷2+60ヵ月
	残存月数とは 解約日・減額日から次の基準利率計算基準日の前日までの残りの月数 (月数未満切上げ)

※基準指標金利とは、メットライフ生命所定の期間における指標金利の平均値をいいます。

※\*6・\*7の値については、メットライフ生命ホームページ (www.metlife.co.jp/financial) にて、表紙に記載の商品名のページをご覧ください。

### 市場価格調整率の計算式における「a」について

- 「a」は、解約返戻金額の計算に用いる利率(基準指標金利)を設定する時期(毎月1日・16日)と解約返戻金計算基準日(解約日)の間に生じる金利変動や、運用資産の売却にかかる取引費用などにそなえるために、メットライフ生命が定めた率になります。
- この「a」により、契約日(更改日)と解約日の基準指標金利が同じ場合であっても積立金額からは市場価格調整率が差し引かれます(「a」が0%のときを除きます)。なお、この場合、経過期間が短い(残存月数が長い)ほど、また「a」が大きいほど、差し引く率は大きくなります。
- 例えば、契約日と解約日の基準指標金利が同じ年3.00%かつ「a」が0.10%の場合、残存年数に応じた控除率(市場価格調整率)は以下のとおりです。

### 契約時の基準利率保証期間：20年の場合

残存年数ごとの控除率(市場価格調整率)										
20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年	10年
1.45%	1.40%	1.35%	1.30%	1.25%	1.21%	1.16%	1.11%	1.06%	1.01%	0.97%
9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年	0年	
0.87%	0.77%	0.68%	0.58%	0.48%	0.39%	0.29%	0.19%	0.10%	0.00%	

※上記は「a(0.10%)」の影響を説明するための例示であり、実際の市場価格調整率は契約日と解約日の基準指標金利や「a」により変動します(市場価格調整による解約返戻金額の増減については、P14をご覧ください)。

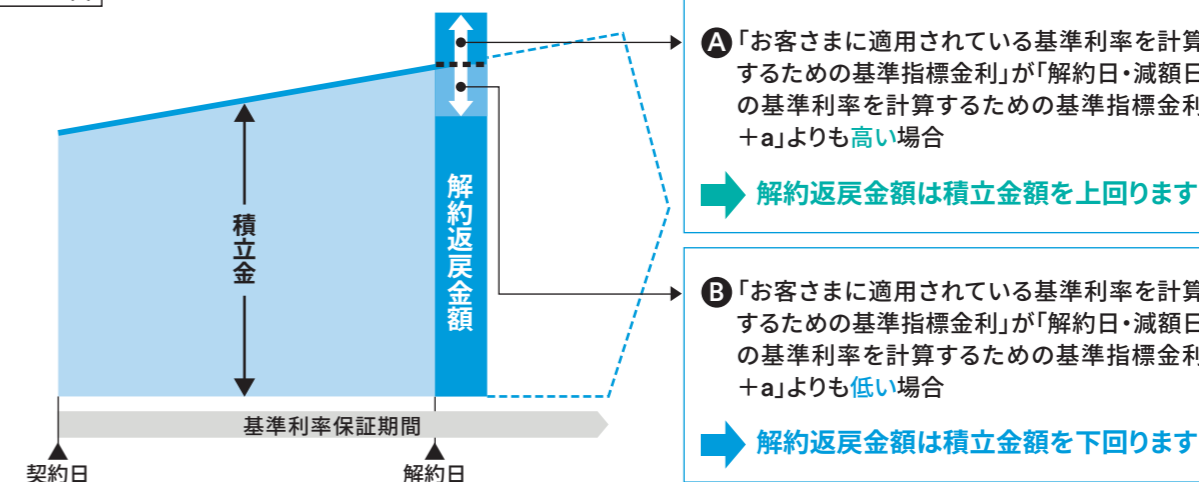
※例示以外の期間においても市場価格調整率は変動します。

### 解約日における解約返戻金額の変動イメージ

共通

- 市場価格調整により、「お客さまに適用されている基準利率を計算するための基準指標金利」が、「解約日・減額日の基準利率を計算するための基準指標金利+a」より高いときは解約返戻金額が積立金額を上回り(ケースA)、低いときは下回り(ケースB)ます。

イメージ図



※市場価格調整による解約返戻金額の変動についてわかりやすく説明するため、解約日を基準利率保証期間内(健康告知なしコースの場合は、市場価格調整の適用期間内)としています。

## 解約返戻金額の計算例

健康告知  
なし  
米ドル

- 前提条件**
- ・契約年齢・性別：60歳男性
  - ・第1保険期間：2年
  - ・一時払保険料：100,000米ドル
  - ・契約時の基準利率を計算するための基準指標金利：年5.50%
  - ・「a」：0.10%
  - ・契約時の基準利率：年5.50%

の場合

### 解約返戻金額例表

単位：米ドル

契約時からの経過年数	積立金額	解約日・減額日の基準利率を計算するための基準指標金利が以下の場合の解約返戻金額				
		年8.50% (契約時+3%)	年6.50% (契約時+1%)	年5.50% (契約時と同一)	年4.50% (契約時-1%)	年2.50% (契約時-3%)
1年	100,760	51,860	79,430	98,600	122,640	190,950
2年	105,780	55,460	83,940	103,570	128,050	196,920
3年	109,480	58,470	87,450	107,250	131,790	200,190
4年	113,260	61,620	91,090	111,030	135,610	203,460
5年	117,150	64,930	94,830	114,910	139,490	206,710
7年	125,230	72,030	102,720	122,990	147,480	213,230
10年	138,140	84,000	115,590	135,910	160,030	222,940
15年	163,260	108,930	141,240	161,110	184,030	241,010
20年	189,020	138,360	169,040	187,090	207,300	255,220
25年	212,470	170,720	196,450	210,960	226,690	262,270
30年	232,150			232,150		

### 解約返戻金額計算例

算出に用いるNの値：229.12 (N=0.64×(480ヵ月-84ヵ月-38)) 詳しくは [P12](#)

解約日・減額日の基準利率を計算するための基準指標金利：年8.50%

積立金額：125,230米ドル

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left( \frac{1 + 5.50\%}{1 + 8.50\% + 0.10\%} \right)^{\frac{229.12}{12}}$$

$$= 42.48\%$$

$$\text{市場価格調整額} = 125,230 \text{米ドル} \times 42.48\%$$

$$= 53,200 \text{米ドル}$$

$$\text{解約返戻金額} = 125,230 \text{米ドル} - 53,200 \text{米ドル}$$

$$= 72,030 \text{米ドル}$$

※記載の計算例はしくみをわかりやすく説明するためのものであり、市場価格調整額の算出にあたっては、10米ドル未満を四捨五入しています。また、算出額は実際の数値とは異なる場合があります。

※記載の計算例および例表における「基準利率」と「基準利率を計算するための基準指標金利」は例示です。これらで計算された仮定の数値は、商品のしくみなどをご理解いただくための例示であり、将来の受取額などを保証するものではありません。

※記載の例表の各金額は、各年ごとの契約応当日の数値です。また、10米ドル未満を切り捨てて表示しています。

※解約返戻金などの個別具体的な金額につきましては、「設計書」にてご確認ください。

※受取時の課税は考慮していません。税金のお取扱いにつきましては [P47 注意喚起情報 15](#) をご覧ください。

健康告知  
あり  
米ドル

- 前提条件**
- ・契約年齢・性別：60歳男性
  - ・契約時の基準利率保証期間：20年
  - ・一時払保険料：100,000米ドル
  - ・契約時の基準利率を計算するための基準指標金利：年5.00%
  - ・「a」：0.10%
  - ・契約時の基準利率：年5.00%

の場合

### 解約返戻金額例表

単位：米ドル

契約時からの経過年数	積立金額	解約日・減額日の基準利率を計算するための基準指標金利が以下の場合の解約返戻金額				
		年8.00% (契約時+3%)	年6.00% (契約時+1%)	年5.00% (契約時と同一)	年4.00% (契約時-1%)	年2.00% (契約時-3%)
1年	95,170	62,410	81,810	93,860	107,810	142,850
2年	98,910	65,810	85,480	97,600	111,580	146,400
3年	102,780	69,390	89,290	101,460	115,440	150,010
4年	106,780	73,150	93,250	105,460	119,420	153,670
5年	110,920	77,100	97,370	109,610	123,520	157,420
7年	119,660	85,630	106,150	118,350	132,120	165,130
10年	134,060	100,210	120,780	132,780	146,110	177,390
15年	161,860	139,950	153,640	161,100	168,990	186,190
20年	196,050			196,050		

### 解約返戻金額計算例

残存月数：156ヵ月(13年)(経過年数7年)

算出に用いる月数：138ヵ月 (156ヵ月÷2+60ヵ月) 詳しくは [P13](#)

解約日・減額日の基準利率を計算するための基準指標金利：年8.00%

積立金額：119,660米ドル

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left( \frac{1 + 5.00\%}{1 + 8.00\% + 0.10\%} \right)^{\frac{138}{12}}$$

$$= 28.44\%$$

$$\text{市場価格調整額} = 119,660 \text{米ドル} \times 28.44\%$$

$$= 34,030 \text{米ドル}$$

$$\text{解約返戻金額} = 119,660 \text{米ドル} - 34,030 \text{米ドル}$$

$$= 85,630 \text{米ドル}$$

●解約・減額は、解約返戻金の円換算額も考慮したうえでご検討ください(円に交換する場合は為替リスクがありますので、ご注意ください)。

[P33 注意喚起情報 冒頭](#)

# 契約概要 円建

この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に内容を十分に確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。



「**メットライフ終身保険<円建>**」は、  
円建で運用する一時払終身保険です。  
健康告知の有無により、商品のしくみが異なります。



この商品は、解約時および減額時に市場金利などの変動による影響を受けるため、損失が生じるおそれがあります。

**P35** 注意喚起情報 冒頭

正式名称：利率変動型一時払終身保険 (II型 24)  
利率変動型一時払終身保険 (I型 24)

本書の見方

ご選択いただいたコースにより、該当する説明箇所をお読みください。

<b>健康告知なし</b> 円建	円建の健康告知なしコースは、利率変動型一時払終身保険 (II型 24) でのご契約です。左記の表示がある箇所は、当コースのみにかかる内容です。
<b>健康告知あり</b> 円建	円建の健康告知ありコースは、利率変動型一時払終身保険 (I型 24) でのご契約です。左記の表示がある箇所は、当コースのみにかかる内容です。
<b>共通</b>	左記の表示がある箇所は、「健康告知なしコース」「健康告知ありコース」共通の内容です。

## 1

引受保険会社の名称、住所などについては以下のとおりです

<b>共通</b>	名称	メットライフ生命保険株式会社
	住所	東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー
	電話	<b>0120-880-533</b> (お客さま相談室)
	ホームページ	<a href="http://www.metlife.co.jp">www.metlife.co.jp</a>

## 2

商品のしくみと特徴については以下のとおりです

**健康告知なし**  
円建

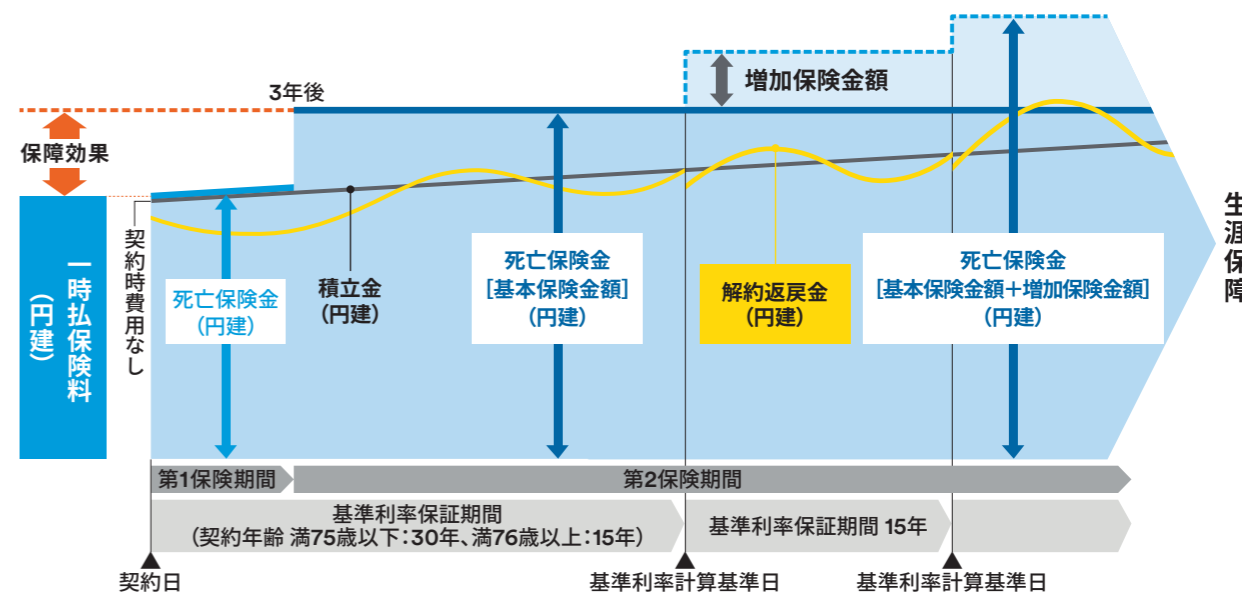
- 被保険者が死亡されたときは、死亡保険金をお支払いします。
- ご契約後、死亡保険金額は一時払保険料を上回ります。ご契約3年後からは基本保険金額が円建で最低保証されています。
- 契約日から10年未満で解約・減額をされる際には、経過年数に応じて、「解約控除」を行います (契約日から10年経過後は「解約控除」は行いません)。
- ご契約に際しては、職業などについて、ありのままを告知していただきます。

**P39** 注意喚起情報2

※年齢や一時払保険料などによっては、お取扱いできないことがあります。

しくみ図  ※保険金については **P24** 契約概要 7 をご覧ください。

ご契約3年後から、円建でふやしてのこせます。



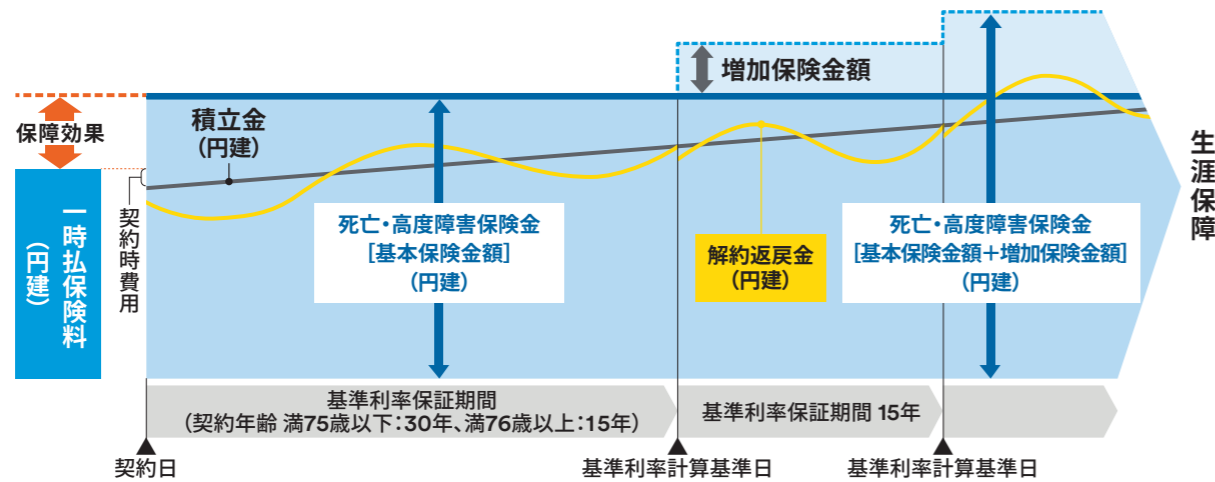
- 被保険者が死亡されたとき、または高度障害状態に該当されたときは、死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。
- 一時払保険料より高い基本保険金額が、ご契約当初から保険期間を通じて円建で最低保証されています。
- ご契約に際しては、健康状態などについて、ありのままを告知していただきます。

**P40 注意喚起情報2**

※年齢や一時払保険料、被保険者の健康状態などによっては、お取扱いできないことや一部お取扱いを制限させていただくことがあります。

しくみ図 **イメージ図** ※保険金については **P24 契約概要 7** をご覧ください。

ご契約後すぐに、円建でふやしてのこせます。



共通

- 契約時に保険料を一括してお支払いいただく、円建の一時払終身保険です。
  - 基本保険金額は、被保険者の年齢、性別、契約時の基準利率、基準利率保証期間、一時払保険料などにより決定します。
  - 更改時(基準利率計算基準日)の基準利率が最低保証基準利率を上回った場合、その都度、増加保険金額が加算されます。
  - 基準利率が常に最低保証基準利率で推移した場合、増加保険金額は発生しません。
  - 解約時および減額時に、運用対象となっている資産(債券など)の価値を解約返戻金額に反映させる「市場価格調整」を行います。
  - 被保険者の契約年齢によって契約時の基準利率保証期間が異なります。そのため、申込日以降契約日までに被保険者の年齢が満76歳に上がると、ほとんどの場合、基本保険金額が大きく低下します。なお、この場合、お申込みの際にメットライフ生命所定の書類をご提出いただきます。
- ※一時払保険料、基本保険金額などは、お申込みいただく際に申込書および設計書にてご確認ください。

3

基準利率については以下のとおりです

- 「基準利率」とは、積立金(契約時は一時払保険料と同額)に付利する利率のことをいいます。
- 第2保険期間の積立金からは、第2保険期間の死亡保障にかかる費用が毎月差し引かれますので、積立金が基準利率でそのまま複利運用されるものではありません。なお、基準利率は実質的な利回りとは異なります。実質的な利回りについては、**P21** **ご参考** をご覧ください。
- 基準利率は、年0.01%を最低保証します。
- 基準利率は、所定の期間における指標金利の平均値に1.0%を増減させた範囲内(\*1)でメットライフ生命が定めた利率から、保険契約の締結・維持にかかる費用を差し引いた利率です。

指標金利
日本国債の流通利回りおよび日本社債にて構成されたインデックス指標をもとに設定

詳しくは **ご契約のしおり・約款**

- 「基準利率」とは、積立金(契約時は一時払保険料から契約時費用を差し引いた部分)に付利する利率のことをいいます(一時払保険料に付利する利率ではありません)。
- 積立金からは死亡・高度障害保障や保険契約の維持のための費用が毎月差し引かれますので、積立金が基準利率でそのまま複利運用されるものではありません。なお、基準利率は実質的な利回りとは異なります。実質的な利回りについては、**P21** **ご参考** をご覧ください。
- 基準利率は、年0.25%を最低保証します。
- 基準利率は、所定の期間における指標金利の平均値に1.0%を増減させた範囲内(\*1)でメットライフ生命が定めた利率です。

指標金利
日本国債の流通利回りおよび日本社債にて構成されたインデックス指標をもとに設定

詳しくは **ご契約のしおり・約款**

共通

- 積立金とは、保険金などをお支払いするために保険料の中から積み立てる部分のことです。積立金額は、契約時または更改時に適用される基準利率によって計算され、増加します。
- 基準利率は、毎月1日と16日に設定されます。契約日時点で設定されている基準利率が、契約後最初に到来する基準利率計算基準日の前日までの期間(契約時の基準利率保証期間)適用されます。
- 契約時の基準利率保証期間は、被保険者の契約年齢により以下のとおりです。また、基準利率は基準利率保証期間ごとに設定されます。  
満75歳以下の場合:30年  
満76歳以上の場合:15年
- 更改後の基準利率保証期間は15年となります。以降15年ごとに基準利率が更改されます。
- 契約後の基準利率は、所定の基準利率保証期間ごとの年単位の契約応当日(基準利率計算基準日)に更改を行います。更改日時点で設定されている基準利率が適用され、基準利率保証期間中、変更されることはありません。

- 基準利率については、下記にてご確認ください。

メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター	0120-056-076 (月～金 9:00～18:00 年末年始および祝日を除く)
メットライフ生命ホームページ	www.metlife.co.jp/financial (*2)

※契約者への定期的なご案内でもご確認ください。

- \*1 市場環境などにより、「実際に運用対象となる資産（債券など）の利回り」は「指標金利の利回り」から乖離することがあります。  
1.0%を増減させた範囲内で調整するのはこの乖離などに対応するため、その増減は過去の資産運用状況や将来の資産運用見込みなどを考慮して定めます。
- \*2 表紙に記載の商品名のページをご覧ください。

#### ご参考

- この商品の実質的な利回りは、以下をさします。  
一時払保険料（円建）に対する、「初回の基準利率計算基準日における積立金額（円建）」の利回り（年複利）  
※実質的な利回りは、基準利率より小さい率となります。

## 4 この商品のリスクについては以下のとおりです

### 解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性について

#### 共通

- 解約時・減額時に、運用対象となっている資産（債券など）の価値を解約返戻金額に反映させる「市場価格調整」を行うため、市場環境などの変化により解約返戻金額が増減します。そのため、解約時・減額時の市場環境などの変化によっては、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。  
※一般的に、債券の価値は、市場金利が高くなると下がり、市場金利が低くなると上がる性質があります。

#### 健康告知なし 円

- 契約日から10年未満で解約・減額をされる際には、経過年数に応じた「解約控除」を行います。そのため、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

## 5 諸費用については以下のとおりです

#### 共通

- この保険にかかる費用は、「保険関係費用」です。
- 年金支払特約・年金移行特約を付加した場合は、主契約の費用とは別に「年金を管理するための費用」がかかります。

P35 注意喚起情報 冒頭

#### 健康告知なし 円

- 契約日から10年未満で解約・減額される場合には、経過年数に応じた「解約控除」がかかります。

P35 注意喚起情報 冒頭

## 6 ご契約については以下のとおりです

### 契約時のお取扱いについて

		健康告知なしコース	健康告知ありコース				
運用通貨		円					
保険期間		終身					
基準利率 保証期間	契約時	被保険者の契約年齢により以下のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>満75歳以下の場合</td> <td>30年</td> </tr> <tr> <td>満76歳以上の場合</td> <td>15年</td> </tr> </table>		満75歳以下の場合	30年	満76歳以上の場合	15年
	満75歳以下の場合	30年					
満76歳以上の場合	15年						
	更改時	15年（15年ごとに基準利率が更改されます）					
基準利率	設定日	毎月1日・16日（基準利率保証期間ごとに設定されます）					
	最低保証 基準利率	年0.01%	年0.25%				
保険料払込方法／経路		一時払／野村証券経由またはメットライフ生命指定金融機関口座への送金					
保障（責任）の開始		メットライフ生命での一時払保険料の領収または告知のいずれか遅いとき（責任開始時）から保障を開始します。					
契約日		責任開始時の属する日（責任開始の日）と同日とします。					
契約者の年齢範囲		0歳～満100歳（申込日における満年齢）					
被保険者の契約年齢範囲		満40歳～満85歳 （契約日における満年齢）	0歳～満85歳 （契約日における満年齢）				
被保険者		原則として、契約者本人、契約者の配偶者または契約者の2親等内の血族の方からご指定ください。 ※ただし、お申込みの形態によっては、お引受けできないことやお申込み金額を制限させていただくことがあります。 （例）被保険者に配偶者、子または親のいずれかがいるにもかかわらず、被保険者の兄弟が契約者となっている場合					

		健康告知なしコース	健康告知ありコース
死亡保険金受取人		原則として、被保険者の配偶者、被保険者の3親等内の親族または被保険者の4親等内の血族の方からご指定ください。なお、死亡保険金受取人は複数人をご指定いただけます。	
基本保険金額	最高金額 (*1)	(1契約あたり)15億円 (当コースの通算)20億円相当額(*2)	(1契約あたり)15億円 (当コースの通算)20億円相当額(*2) ※お申込みいただける保険金額は、年齢や 診査区分などによる上限があります。
一時払保険料		500万円以上(10万円単位)	
その他お引受けに あたっての制限について		被保険者の健康状態、体格、職業・職務内容、収入や資産などの経済状況、 年齢、他の保険契約との通算金額などによってはご契約をお引受けできない ことがあります。  —  お引受けできる場合であっても、保険 金額がお申込み金額を下回ることや 特別な条件を付けさせていただく こと、保障の一部を制限させていただく ことがあります。	

\*1 有効契約が外貨建の場合、保険金額はメットライフ生命所定の為替レートを用いて円換算します。なお、記載の基準を  
満たしている場合でも、ご希望の金額ではお申込みいただけない場合があります。

\*2 別途、メットライフ生命における所定の有効契約の保険金額との通算限度があります。

※金融情勢などの影響により、コースによってはお取扱いを見合わせていることがあります。また、健康告知ありコースは、  
契約時費用を差し引くため、円の金利が低下した場合に年齢・性別によってはお申込みいただけない場合があります。

### 契約後のお取扱いについて

		健康告知なしコース	健康告知ありコース
保険契約者貸付		お取扱いできません。	
保険金の据置支払		お取扱いできません。	
増額		お取扱いできません。	
減額		減額後の基本保険金額を10万円単位でご指定いただけます。 ※減額後の基本保険金額は500万円以上とする必要があります。 ※基本保険金額が減額された場合、同じ割合で積立金額・増加保険金額なども 減額されます。	
解約		お取扱いできます。	

※解約・減額をする場合は市場価格調整および解約控除(健康告知なしコースのみ)を行います。 **P27** 契約概要11

## 7 保障内容については以下のとおりです

●各保険金は、責任開始時以後の保険期間中に以下の支払事由に該当されたときにお支払いします。

健康告知  
なし  
円

保険金の種類	お支払いするとき(支払事由)	お支払いする金額	受取人
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	各保険期間において、支払事由発生日に おける次のいずれか大きい金額 契約日から3年間 (第1保険期間中) ①積立金相当額 ②解約返戻金相当額 契約日の3年後の契約応当日以後 (第2保険期間中) ①基本保険金額および増加保険金額の 合計額 ②解約返戻金相当額	死亡保険金 受取人

※このコースに高度障害保険金はありません。

健康告知  
あり  
円

保険金の種類	お支払いするとき(支払事由)	お支払いする金額	受取人
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	支払事由発生日における次のいずれか 大きい金額 ①基本保険金額および増加保険金額 の合計額 ②解約返戻金相当額	死亡保険金 受取人
高度障害保険金	被保険者が所定の高度障害 状態に該当されたとき	②解約返戻金相当額	

※高度障害保険金が支払われた場合には、高度障害状態に該当されたときから、この保険契約は消滅したものとします。

※所定の高度障害状態につきましては、**ご契約のしおり・約款** の「別表」をご覧ください。

## 保険金のお受取方法について

保険金は一括または年金でお受取りいただけます。また、一括受取の一部分を年金受取に代えることもできます。

高度障害保険金  
死亡保険金

### 一括受取

保険金を一括でお受取りいただけます。

### 年金受取（年金支払特約を付加）

契約時や保険金の請求時などに年金支払特約を付加することで、保険金を年金基金に充当して年金をお受取りいただけます。

※年金には確定年金と終身年金があります。

確定年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定期間、年金をお受取りいただけます。</li> <li>年金支払期間(*1)中に年金受取人が死亡されたときは、年金受取人の相続人に残りの年金支払期間に応じた金額を、一時金としてお支払いします。</li> </ul> <p>*1 5年/10年/15年/20年/25年/30年/35年/36年から選択</p>
保証期間付終身年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>一生涯にわたって年金をお受取りいただけます。</li> <li>保証期間(*2)中に年金受取人が死亡されたときは、年金受取人の相続人に残りの保証期間に応じた金額を、一時金としてお支払いします。</li> </ul> <p>*2 5年/10年/15年/20年から選択</p>

※年金の種類などは、メットライフ生命所定の範囲内でご選択いただけます。詳しくは [ご契約のしおり・約款](#)

## 8

## 保険金などをお支払いできない場合については以下のとおりです

●支払事由に該当しない場合や免責事由に該当する場合には、保険金などをお支払いできません。

	健康告知なしコース	健康告知ありコース
支払事由に該当しない場合の例	—	●責任開始時前の傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当されたときには高度障害保険金をお支払いできません。
免責事由に該当する場合の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺による死亡の場合。</li> <li>契約者または死亡保険金受取人の故意による死亡の場合。</li> </ul>	

※そのほかにも保険金などをお支払いできない場合があります。詳しくは「ご契約のしおり」の「保険金・給付金などをお支払いできない場合」をご覧ください。

## 9

## 付加できる主な特約については以下のとおりです

共通

特約／付加できる時期	内容		
年金支払特約(*1) 契約時・契約後いつでも	保険金などを原資（年金基金）として年金を受け取ることができます。 <table border="1"> <tr> <td>年金の受取人</td> <td>死亡保険金受取人</td> </tr> </table> ※選択できる年金種類は、確定年金・保証期間付終身年金となります。 ※この特約は、契約時または保険期間中は契約者が、保険金の支払事由が発生した場合は保険金受取人が付加できます。	年金の受取人	死亡保険金受取人
年金の受取人	死亡保険金受取人		
年金移行特約(*1) 契約日から3年経過以後の年単位の契約当日	保障の全部または一部を解約・減額し、解約返戻金を原資として年金を受け取ることができます（移行した部分の以後の保障はなくなります）。 <table border="1"> <tr> <td>年金の受取人</td> <td>契約者または被保険者</td> </tr> </table> ※選択できる年金種類は、確定年金・保証期間付終身年金となります。 ※この特約は、契約者が被保険者の同意を得て付加できます。	年金の受取人	契約者または被保険者
年金の受取人	契約者または被保険者		

\*1 実際の年金額は、契約時点で定まるものではなく、年金支払開始時点の基礎率（適用利率、予定死亡率、年金を管理するための費用（年金額の1.00%、2026年4月現在）など）にもとづいて計算された金額となります（ただし、確定年金の場合は予定死亡率を除きます）。今後の経済情勢、平均寿命の変化などにより基礎率などが変更された場合、契約時に例示した年金額を大きく下回る可能性があります。

健康告知あり  
円

特約／付加できる時期	内容
リビング・ニーズ特約 契約時・契約後いつでも	被保険者が余命6ヵ月以内と判断された場合に、基本保険金額の一部をリビング・ニーズ保険金として被保険者にお支払いします（基本保険金額は減額されます）。 ・お支払いは1回のみです。 ・3,000万円または基本保険金額の1/2のいずれか小さい額を限度として、被保険者よりご請求いただけます。その際、ご指定いただく金額を特約基準保険金額といいます。 ※お支払時に6ヵ月間の特約基準保険金額に対応する利息を差し引きます。 ※増加保険金額がある場合、増加保険金額に基本保険金額の減額された割合を乗じた金額を合わせてお支払いします。 ※この特約は、契約者が付加できます。 ※死亡保険金受取人が法人の場合は付加できません。
給付金代理請求特約 契約時・契約後いつでも	被保険者の同意を得て特約を付加することにより、被保険者が受取人となるリビング・ニーズ保険金について、ご自身による意思表示が困難であるなど、特別な事情があるとメットライフ生命が認めたときに、被保険者に代わって代理請求人が保険金を請求できます。 ※この特約は、契約者が被保険者の同意を得て付加できます。
特定障害不担保特約(*2) 契約時	契約時に、特定障害を不担保とする特約を付加することでお引受けすることがあります。
特別条件特約(*2) 割増保険料あり 契約時	契約時に、割増保険料をお支払いいただく特約を付加することでお引受けすることがあります。

\*2 被保険者の健康状態などの理由で通常の健康告知ありコースではご契約いただけないが、特定の特約を付加することでご契約いただける場合に案内されるものです。なお、特別条件特約は、被保険者の年齢、性別、基準利率などにより、基本保険金額が一時払保険料（割増保険料を含む）と同額または低くなる場合があります。その場合にはお取扱いができません。

詳しくは [ご契約のしおり・約款](#)

## 10 配当金については以下のとおりです

- この保険に配当金はありません。

## 11 解約返戻金については以下のとおりです

共通

- ご契約を解約・減額される時期や市場環境などの変化に応じて解約返戻金額は変動します。  
※減額とは一部解約のことをいいます。

健康告知なし  
円

- 解約返戻金額は、解約日・減額日の積立金額に市場価格調整率と解約控除率を反映させた金額となります。

$$\text{解約返戻金額} = \frac{\text{解約日・減額日の積立金額}}{\text{積立金額}} \times \left( 1 - \text{①市場価格調整率}(\star) - \text{②解約控除率}(\star 1) \right)$$

★1 ご契約から10年経過後は、解約控除は行いません。

健康告知あり  
円

- 解約返戻金額は、解約日・減額日の積立金額に市場価格調整率を反映させた金額となります。

$$\text{解約返戻金額} = \frac{\text{解約日・減額日の積立金額}}{\text{積立金額}} \times \left( 1 - \text{①市場価格調整率}(\star) \right)$$

共通

### 市場価格調整とは

- この保険は主に債券で運用しており、解約返戻金の計算の際に、その価値の変動を解約返戻金に反映しています。このしくみを「市場価格調整」といいます。
- 一般的に、債券の価値は、市場金利が高くなると下がり、市場金利が低くなると上がる性質があります。

イメージ図



- ご契約から短期間で解約されたときの解約返戻金額は、多くの場合、一時払保険料より少ない金額となり、損失が生じるおそれがあります。
- 解約日・減額日が基準利率計算基準日の場合、市場価格調整は行わず、解約返戻金は積立金と同額となります。

共通

### ①市場価格調整率

$$\star \text{市場価格調整率} = 1 - \left( \frac{1 + \text{適用されている基準利率を計算するための基準指標金利}(\star 2)}{1 + \text{解約日・減額日に計算される基準利率を計算するための基準指標金利}(\star 3) + a(\star 4)} \right)^{\frac{\text{月数}(\star 5)}{12}}$$

*2 適用されている基準利率を計算するための基準指標金利	ご契約中の保険契約に適用されている基準利率を計算するための基準指標金利 (お客さまに適用されている基準利率を計算するための基準指標金利)	
*3 解約日・減額日に計算される基準利率を計算するための基準指標金利	解約日・減額日を契約日または基準利率計算基準日とみなした場合に計算される基準利率を計算するための基準指標金利 (解約日・減額日の基準利率を計算するための基準指標金利)	
*4 a	0%～0.10%の範囲内でメットライフ生命が定めた率	
*5 月数	<b>健康告知なしコース</b>	①残存月数が24ヵ月以下の場合：残存月数 ②残存月数が25ヵ月以上の場合：残存月数×0.65+8.4ヵ月
	<b>健康告知ありコース</b>	①残存月数が12ヵ月以下の場合：残存月数 ②残存月数が13ヵ月以上の場合：残存月数×0.7+3.6ヵ月
残存月数とは	解約日・減額日から次の基準利率計算基準日の前日までの残りの月数(月数未満切上げ)	

※基準指標金利とは、メットライフ生命所定の期間における指標金利の平均値をいいます。

※\*3・\*4の値については、メットライフ生命ホームページ(www.metlife.co.jp/financial)にて、表紙に記載の商品名のページをご覧ください。

### 市場価格調整率の計算式における「a」について

- 「a」は、解約返戻金の計算に用いる利率(基準指標金利)を設定する時期(毎月1日・16日)と解約返戻金計算基準日(解約日)の間に生じる金利変動や、運用資産の売却にかかる取引費用などにそなえるために、メットライフ生命が定めた率になります。
- この「a」により、契約日(更改日)と解約日の基準指標金利が同じ場合であっても積立金額からは市場価格調整率が差し引かれます(「a」が0%のときを除きます)。  
なお、この場合、経過期間が短い(残存月数が長い)ほど、また「a」が大きいほど、差し引く率は大きくなります。
- 例えば、契約日と解約日の基準指標金利が同じ年1.50%かつ「a」が0.10%の場合、残存年数に応じた控除率(市場価格調整率)は以下のとおりです。

健康告知なし  
円

残存年数ごとの控除率(市場価格調整率)										
30年	29年	28年	27年	26年	25年	24年	23年	22年	21年	20年
1.97%	1.91%	1.84%	1.78%	1.72%	1.66%	1.59%	1.53%	1.47%	1.40%	1.34%
19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年	10年	9年
1.28%	1.21%	1.15%	1.09%	1.02%	0.96%	0.90%	0.83%	0.77%	0.71%	0.64%
8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年	0年		
0.58%	0.52%	0.45%	0.39%	0.32%	0.26%	0.20%	0.10%	0.00%		

健康告知あり  
円

残存年数ごとの控除率(市場価格調整率)										
30年	29年	28年	27年	26年	25年	24年	23年	22年	21年	20年
2.08%	2.01%	1.94%	1.87%	1.81%	1.74%	1.67%	1.60%	1.53%	1.47%	1.40%
19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年	10年	9年
1.33%	1.26%	1.19%	1.13%	1.06%	0.99%	0.92%	0.85%	0.78%	0.72%	0.65%
8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年	0年		
0.58%	0.51%	0.44%	0.37%	0.30%	0.24%	0.17%	0.10%	0.00%		

※上記は「a(0.10%)」の影響を説明するための例示であり、実際の市場価格調整率は契約日と解約日の基準指標金利や「a」により変動します(市場価格調整による解約返戻金額の増減については、P30をご覧ください)。

※例示以外の期間においても市場価格調整率は変動します。

健康告知なし  
円

## ②解約控除率

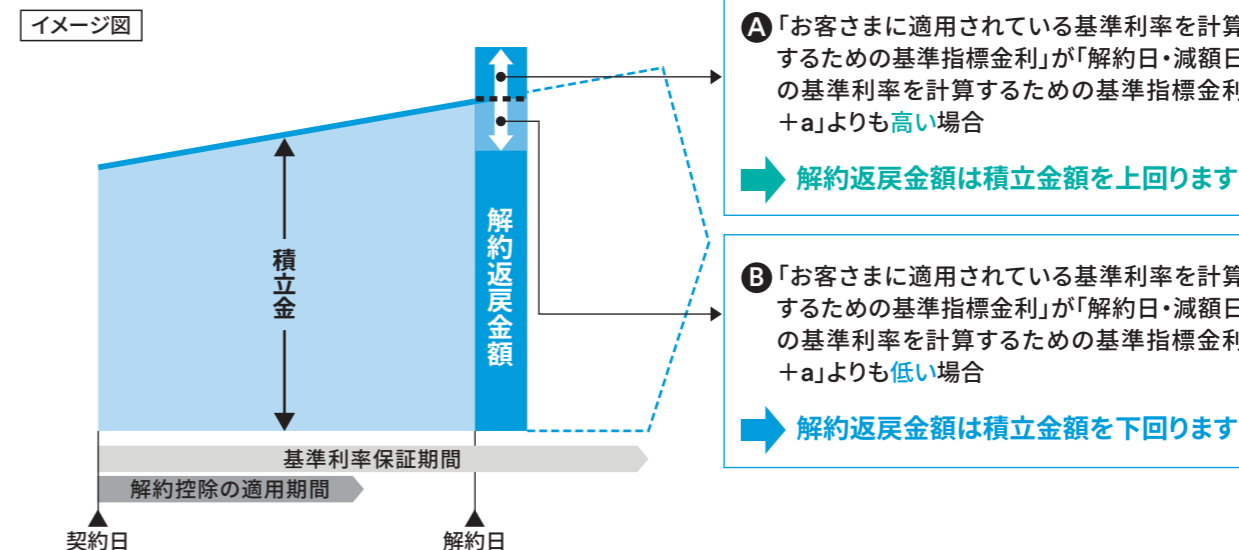
- 契約日から10年未満の解約時・減額時に、経過年数に応じて、積立金額に対して2.0%～0.2%を差し引きます。

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満
解約控除率	2.0%	1.8%	1.6%	1.4%	1.2%	1.0%
経過年数	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上	
解約控除率	0.8%	0.6%	0.4%	0.2%	0.0%	

共通

## 解約日における解約返戻金額の変動イメージ

- 市場価格調整により、「お客さまに適用されている基準利率を計算するための基準指標金利」が、「解約日・減額日の基準利率を計算するための基準指標金利+a」より高いときは解約返戻金額が積立金額を上回り(ケースA)、低いときは下回り(ケースB)ます。



※市場価格調整による解約返戻金額の変動についてわかりやすく説明するため、解約日を基準利率保証期間内、かつ解約控除の適用期間経過後としています。

契約概要

円建

## 解約返戻金額の計算例

健康告知  
なし  
円

- 前提条件**
- ・契約年齢・性別：60歳男性
  - ・一時払保険料：1,000万円
  - ・「a」：0.10%
  - ・契約時の基準利率保証期間：30年
  - ・契約時の基準利率を計算するための基準指標金利：年2.50%
  - ・契約時の基準利率：年2.50%

の場合

### 解約返戻金額例表

単位：円

契約時からの 経過年数	積立金額	解約日・減額日の基準利率を計算するための基準指標金利が以下の場合の解約返戻金額				
		年3.50% (契約時+1%)	年3.00% (契約時+0.5%)	年2.50% (契約時と同一)	年2.00% (契約時-0.5%)	年1.50% (契約時-1%)
1年	10,250,000	8,134,400	8,960,550	9,871,770	10,879,350	11,994,550
2年	10,506,250	8,418,650	9,241,290	10,145,880	11,143,970	12,243,980
3年	10,768,900	8,712,040	9,530,480	10,428,600	11,415,040	12,498,390
4年	10,972,380	8,961,140	9,769,810	10,654,180	11,621,950	12,682,980
5年	11,176,130	9,214,720	10,011,580	10,881,080	11,829,940	12,865,960
7年	11,586,180	9,734,700	10,505,180	11,341,710	12,247,750	13,231,410
10年	12,210,840	10,548,940	11,273,040	12,048,430	12,882,430	13,778,710
15年	13,280,860	11,878,400	12,494,630	13,146,720	13,834,670	14,562,460
20年	14,371,420	13,307,940	13,779,320	14,270,820	14,782,450	15,314,190
25年	15,477,950	14,838,710	15,125,050	15,419,130	15,719,410	16,025,870
30年	16,972,280	16,972,280				

### 解約返戻金額計算例

残存月数：300ヵ月（25年）（経過年数5年）

算出に用いる月数：203.4ヵ月（300ヵ月×0.65+8.4ヵ月）詳しくは [P28](#)

解約日・減額日の基準利率を計算するための基準指標金利：年3.50%

積立金額：11,176,130円

解約控除率：1.0%

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left( \frac{1 + 2.50\%}{1 + 3.50\% + 0.10\%} \right)^{\frac{203.4}{12}}$$

$$= 16.55\%$$

$$\text{市場価格調整額} = 11,176,130\text{円} \times 16.55\%$$

$$= 1,849,650\text{円}$$

$$\text{解約控除額} = 11,176,130\text{円} \times 1.0\%$$

$$= 111,760\text{円}$$

$$\text{解約返戻金額} = 11,176,130\text{円} - 1,849,650\text{円} - 111,760\text{円}$$

$$= 9,214,720\text{円}$$

※記載の計算例はしくみをわかりやすく説明するためのものであり、市場価格調整額および解約控除額の算出にあたっては、10円未満を四捨五入しています。また、算出額は実際の数値とは異なる場合があります。

※記載の計算例および例表における「基準利率」と「基準利率を計算するための基準指標金利」は例示です。これらで計算された仮定の数値は、商品のしくみなどをご理解いただくための例示であり、将来の受取額などを保証するものではありません。

健康告知  
あり  
円

- 前提条件**
- ・契約年齢・性別：60歳男性
  - ・一時払保険料：1,000万円
  - ・「a」：0.10%
  - ・契約時の基準利率保証期間：30年
  - ・契約時の基準利率を計算するための基準指標金利：年2.50%
  - ・契約時の基準利率：年2.50%

の場合

### 解約返戻金額例表

単位：円

契約時からの 経過年数	積立金額	解約日・減額日の基準利率を計算するための基準指標金利が以下の場合の解約返戻金額				
		年3.50% (契約時+1%)	年3.00% (契約時+0.5%)	年2.50% (契約時と同一)	年2.00% (契約時-0.5%)	年1.50% (契約時-1%)
1年	9,932,360	7,971,710	8,807,030	9,734,710	10,765,690	11,910,890
2年	10,116,560	8,180,250	9,006,770	9,922,320	10,934,990	12,056,910
3年	10,302,520	8,393,470	9,210,460	10,111,930	11,106,120	12,203,340
4年	10,490,420	8,610,540	9,416,200	10,302,650	11,277,210	12,349,330
5年	10,680,420	8,832,710	9,626,270	10,496,720	11,450,480	12,496,100
7年	11,067,200	9,289,800	10,056,760	10,891,230	11,799,850	12,789,250
10年	11,664,290	10,012,630	10,729,980	11,503,320	12,334,990	13,231,970
15年	12,687,350	11,305,700	11,912,150	12,554,130	13,234,170	13,954,820
20年	13,701,380	12,673,770	13,130,030	13,604,100	14,098,720	14,612,520
25年	14,713,790	14,128,180	14,391,560	14,659,350	14,934,500	15,215,530
30年	16,043,300	16,043,300				

### 解約返戻金額計算例

残存月数：300ヵ月（25年）（経過年数5年）

算出に用いる月数：213.6ヵ月（300ヵ月×0.7+3.6ヵ月）詳しくは [P28](#)

解約日・減額日の基準利率を計算するための基準指標金利：年3.50%

積立金額：10,680,420円

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left( \frac{1 + 2.50\%}{1 + 3.50\% + 0.10\%} \right)^{\frac{213.6}{12}}$$

$$= 17.30\%$$

$$\text{市場価格調整額} = 10,680,420\text{円} \times 17.30\%$$

$$= 1,847,710\text{円}$$

$$\text{解約返戻金額} = 10,680,420\text{円} - 1,847,710\text{円}$$

$$= 8,832,710\text{円}$$

※契約時の基準利率保証期間は、被保険者の契約年齢により異なります（満75歳以下：30年、満76歳以上：15年）。また、基準利率は基準利率保証期間ごとに設定されます。

※記載の例表の各金額は、各年ごとの契約応当日の数値です。また、10円未満を切り捨てて表示しています。

※解約返戻金などの個別具体的な金額につきましては、「設計書」にてご確認ください。

※受取時の課税は考慮していません。税金のお取扱いにつきましては [P47](#) **注意喚起情報 15** をご覧ください。

# ！ 注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。



## 米ドル建

契約概要<米ドル建> P1

### ご負担いただく費用について

- 当保険にかかる費用は、以下の費用の合計額となります。

### 契約時・保険期間中にご負担いただく費用

#### 健康告知なしコース

項目		ご負担いただく時期
保険関係費用	保険契約の締結にかかる費用（契約時費用）	契約時に、一時払保険料に <b>4.0%</b> を乗じた金額を、一時払保険料から差し引きます。(*1)
	保険契約の締結・維持および死亡保障にかかる費用 (*2) (*3)	保険期間中、積立金から毎月差し引きます。

#### 健康告知ありコース

項目		ご負担いただく時期	
保険関係費用 (*4)	保険契約の締結にかかる費用（契約時費用）	契約時に、一時払保険料から差し引きます。	
		一時払保険料に対する契約時費用の割合	
	死亡・高度障害保障や保険契約の維持のための費用	男性	女性
資産運用のための費用（運営管理費率）	基準利率を決定する際に、所定の期間における指標金利の平均値に1.0%を増減させた範囲内で <b>メットライフ生命</b> が定めた利率から差し引きます。 ※運営管理費率の割合は公表しておりません。		

- \*1 割合を乗じた金額と契約時費用として実際に差し引く金額には、端数処理によって1セント未満の差が生じることがあります。
- \*2 「保険契約の締結・維持および死亡保障にかかる費用」は、第1保険期間の年数・一時払保険料・契約年齢・性別・経過期間などによって異なるため、一律には記載できません。
- \*3 保険契約の維持にかかる費用の水準は、基本保険金額の上乗せの適用の有無によって異なります。基本保険金額の上乗せは、一時払保険料が40万米ドル以上の契約が対象となります。
- \*4 「保険関係費用」は、一時払保険料・契約年齢・性別・経過期間などによって異なるため、一律には記載できません。

### 共通

### 外貨のお取扱い時にご負担いただく費用

#### （金融機関で通貨交換をされる場合）

- 外貨建の保険料を円または他の外貨から交換してご用意される際には為替手数料が必要になります。また、外貨建の保険金などを円に交換して受け取る際にも為替手数料が必要になります（詳しくは取扱金融機関にご確認ください）。

#### （金融機関で外貨のお払込み・お受取りをされる場合）

- 保険料を外貨で払い込む際や保険金などを外貨で受け取る際には、送金手数料・引出手数料などをご負担いただく場合があります（詳しくは取扱金融機関にご確認ください）。

#### （通貨交換に関する特約などを利用される場合）

- 「保険料円入金特約」および「円支払特約」のレートには為替手数料が含まれており、お客さまのご負担となります。各レートは、メットライフ生命指定の金融機関が公示する外貨交換レートと円交換レートの中間の値（TTM）を基準として計算されたレートです。

保険料円入金特約のレート	TTM+50 銭
円支払特約のレート	TTM-50 銭

※1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※記載のレートは2026年4月現在のものであり、将来変更されることがあります。

### 共通

### 年金支払期間中にご負担いただく費用

- 年金支払特約・年金移行特約を付加した場合には、次の費用を差し引きます。

項目	費用	ご負担いただく時期
年金を管理するための費用	年金額の <b>1.00%</b>	毎年の年金支払時に差し引きます。

※費用の割合は2026年4月現在のものであり、将来変更されることがあります。

## 外貨を円に交換する場合の影響（為替リスク）について

### 共通

- 為替相場の変動により、保険金などの受取時の円換算額が、一時払保険料や保険金などの契約時の為替相場による円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

## 解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性について

### 共通

- 解約時・減額時に、運用対象となっている資産（債券など）の価値を解約返戻金額に反映させる「市場価格調整」を行うため、市場環境などの変化により解約返戻金額が増減します。そのため、解約時・減額時の市場環境などの変化によっては、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

※一般的に、債券の価値は、市場金利が高くなると下がり、市場金利が低くなると上がる性質があります。



## ご負担いただく費用について

- 当保険にかかる費用は、以下の費用の合計額となります。

### 契約時・保険期間中にご負担いただく費用

#### 健康告知なしコース

項目	費用	ご負担いただく時期
死亡保障にかかる費用	(*)	第2保険期間中、積立金から毎月差し引きます。
保険契約の締結・維持にかかる費用	0.30%	基準利率を決定する際に、所定の期間における指標金利の平均値に1.0%を増減させた範囲内でメットライフ生命が定めた利率から差し引きます。

### 健康告知ありコース

項目	費用	ご負担いただく時期
保険関係費用	被保険者の契約年齢 満75歳以下： 一時払保険料に対し最大2.51% 被保険者の契約年齢 満76歳以上： 一時払保険料に対し最大2.00% (これらの費用は契約年齢・性別などによって異なるため最大の割合を表示しています。)	契約時に、一時払保険料から差し引きます。
死亡・高度障害保障や保険契約の維持のための費用	(*)	保険期間中、積立金から毎月差し引きます。

\*「死亡保障にかかる費用」「死亡・高度障害保障や保険契約の維持のための費用」は、一時払保険料・契約年齢・性別・経過期間などによって異なるため、一律には記載できません。

### 共通

### 年金支払期間中にご負担いただく費用

- 年金支払特約・年金移行特約を付加した場合には、次の費用を差し引きます。

項目	費用	ご負担いただく時期
年金を管理するための費用	年金額の1.00%	毎年の年金支払時に差し引きます。

※費用の割合は2026年4月現在のものであり、将来変更されることがあります。

### 健康告知なしコース

### 解約時・減額時にご負担いただく費用（解約控除）

- 契約日から10年未満の解約時・減額時に、経過年数に応じて、積立金額に対して2.0%～0.2%を差し引きます。

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満
解約控除率	2.0%	1.8%	1.6%	1.4%	1.2%	1.0%
経過年数	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上	
解約控除率	0.8%	0.6%	0.4%	0.2%	0.0%	

## 解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性について

### 共通

- 解約時・減額時に、運用対象となっている資産（債券など）の価値を解約返戻金額に反映させる「市場価格調整」を行うため、市場環境などの変化により解約返戻金額が増減します。そのため、解約時・減額時の市場環境などの変化によっては、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

※一般的に、債券の価値は、市場金利が高くなると下がり、市場金利が低くなると上がる性質があります。

### 健康告知なしコース

- 契約日から10年未満で解約・減額をされる際には、経過年数に応じた「解約控除」を行います。そのため、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

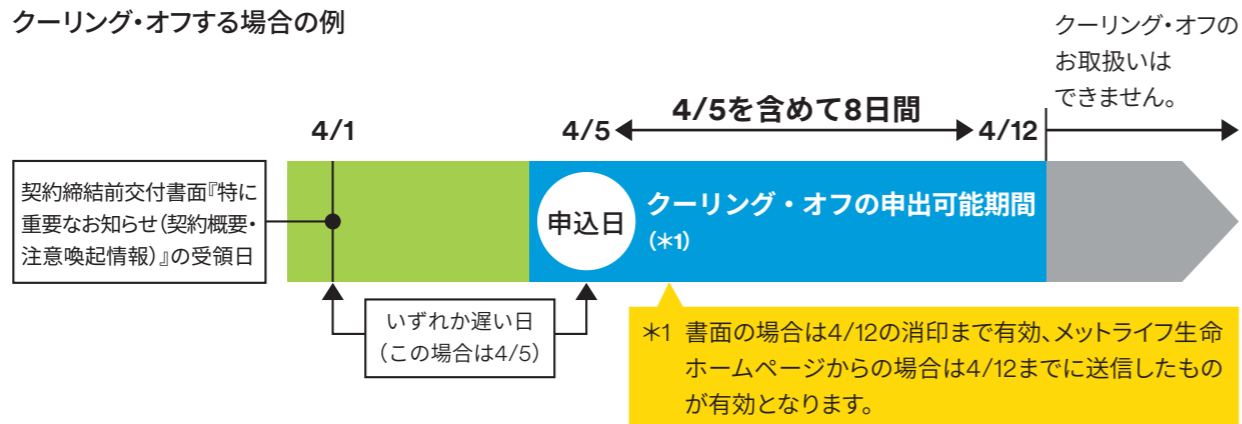
## 8日以内であれば、クーリング・オフ (お申込みの撤回など)ができます

共通

### 制度の内容と返金時の留意事項

- 申込者または契約者は、「クーリング・オフ(お申込みの撤回など)制度を記載した書面(契約締結前交付書面『特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)』)または電磁的記録の受領日」と「申込日」の、いずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面の発信またはメットライフ生命ホームページからの送信によりご契約のお申込みの撤回などをすることができます(募集代理店では受付できません)。お申込みの撤回などは、書面の場合は発信時(郵便の消印日付)に、メットライフ生命ホームページの場合は送信時(受付完了画面のお申出受付日付)に、効力が生じます。  
※契約締結前交付書面『特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)』の電磁的方法による提供は、募集代理店によってはお取り扱いしていない場合があります。

#### クーリング・オフする場合の例



※一時払保険料領収日から8日以内ではありませんのでご注意ください。

- お申込みの撤回などをされた場合、メットライフ生命は保険料としてお払込みいただいた通貨と同じ通貨で同額を返金します。

※外貨建の場合、保険料円入金特約の付加の有無により、返金する通貨が異なります。

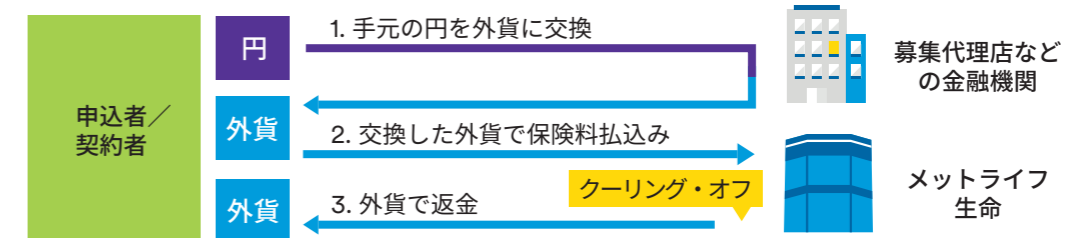
		保険料払込時の通貨	返金時の通貨
保険料円入金特約	利用する場合	円(*2)	円(*4)
	利用しない場合	外貨(*3)	外貨(払込時と同通貨)(*5)

- \*2 保険料円入金特約のレートには為替手数料が含まれており、お客さまのご負担となります。
- \*3 募集代理店などで円または他の外貨から交換してお払込みいただく場合、為替手数料が必要になります。また、払い込む際には送金手数料をご負担いただく場合があります(詳しくは取扱金融機関にご確認ください)。
- \*4 円でお払込みいただいた金額と同額を返金します。
- \*5 外貨でお払込みいただいた金額と同額を返金します。ただし、外貨で返金するため、当初の資金が円の場合(募集代理店などで当該外貨に交換した場合)、以下により、返金された外貨を円換算した際に、**元本割れすることがあります。**
  - 円から外貨に交換する際にご負担いただく取扱金融機関所定の為替手数料
  - 外貨から円に交換する際にご負担いただく取扱金融機関所定の為替手数料
  - 払込時や返金時にご負担いただく取扱金融機関所定の送金手数料・引出手数料
  - 為替相場の変動による差損

外貨建において保険料円入金特約を利用しない場合は以下もご確認ください

円をもとに保険料をお払込みいただく場合で、かつ、保険料円入金特約を利用しない場合、募集代理店などの金融機関で円を外貨に交換したうえで、当該外貨を保険料としてお払込みいただきます。この場合、円でメットライフ生命に払い込まれるわけではないため、お申込みの撤回などをされると払込時の通貨である外貨での返金となります。

保険料円入金特約を利用しない場合の例(円をもとに保険料をお払込みいただく場合)



共通

### お申出方法

- 書面でお申込みの撤回などをされる場合は、下記の事項を記載した書面をメットライフ生命ファイナンシャルサービスセンター宛にご郵送ください。

記載事項	記載例
①お申込みの撤回などをする旨	20XX年X月X日に申し込んだ保険契約の申込みを取りやめます。
②契約者の氏名(自署)	契約者 : 生保 太郎
③被保険者の氏名(フリガナ)	被保険者 : 生保 花子
④契約者の住所・電話番号(日中連絡先)	契約者住所: 〒102-XXXX 東京都千代田区紀尾井町 X-X 日中連絡先: 03-6658-XXXX
⑤ご契約を特定する事項	申込書番号: XXX0000001 保険種類: ○○保険
⑥返金先金融機関口座	返金先口座: ○○銀行○○支店 普通XXXXXXXX 口座名義人: セイホ タロウ
	以上

※外貨にて保険料をご入金いただいた場合は、外貨口座をご指定ください。

送り先	〒130-0012 東京都墨田区太平4-1-3 オリナスタワー メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター 行
-----	--

- メットライフ生命ホームページでお申込みの撤回などをされる場合は、クーリング・オフのお申出フォームに必要な項目を漏れなくご入力の上送信ください。

メットライフ生命ホームページ	<a href="http://www.metlife.co.jp/contact/">www.metlife.co.jp/contact/</a>
----------------	--

※お申込みの撤回などの手続きについては [ご契約のしおり・約款](#) をご覧ください。

共通

### 適用除外

- 次の場合にはお申込みの撤回などをすることができません。
  - ご契約のお申込みのために、医師の診査を受けられた場合
  - 債務履行の担保のための保険契約である場合
  - 契約者が法人である保険契約の場合

健康告知なし

米ドル

健康告知あり

米ドル

## 正しく告知されない場合、 ご契約が解除されることがあります

### 健康告知なしコース



米ドル

円

#### 告知の重要性

- 告知はご契約をお引受けするかどうかを決定する重要なものであり、契約者や被保険者には職業などについて正しい告知をしていただく義務（告知義務）があります。

#### 告知方法と告知受領権

- 告知は、告知書で行っていただきます。職業など、メットライフ生命がおたずねすることについて、被保険者ご自身で、ありのままを正しく告知してください。
- 告知受領権は生命保険会社が有しています。生命保険募集人には告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

#### 正しく告知されない場合（告知義務違反）のデメリット

- 告知していただいた内容が事実と違った場合、責任開始の日から2年以内であれば、メットライフ生命は告知義務違反としてご契約を解除し、保険金などをお支払いできないことがあります。たとえご請求が責任開始の日から2年経過後であっても、2年以内に保険金などの支払事由が発生していれば、同様にご契約を解除することがあります。この場合、お支払いする解約返戻金などがあれば契約者にお支払いします。
- 告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として保険金などをお支払いできないことがあります。責任開始の日から2年経過後であっても詐欺による取消しとなる場合があります。取消しとなった場合、払込保険料はお返ししません。

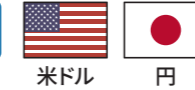
#### 申込内容などについての確認

- ご契約のお申込みの際、ご契約の成立後、または保険金などのご請求時にメットライフ生命の担当者またはメットライフ生命の委託を受けたものがお申込内容やご請求内容について確認させていただきます。

#### お申込みにあたって

- 現在入院中の方または余命宣告を受けている方を被保険者としたご契約は、お引受けできません。  
※入院予定・検査入院の場合も含まれます。

### 健康告知ありコース



米ドル

円

#### 告知の重要性

- 告知はご契約をお引受けするかどうかを決定する重要なものであり、契約者や被保険者には健康状態などについて正しい告知をしていただく義務（告知義務）があります。

#### 告知方法と告知受領権

- 告知は、告知書で行っていただきます。医師による診査がある場合は医師が記録しますので、医師の質問に対しては正確にもれなくお伝えください。医師による診査がない場合は、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態、身体の障害状態、現在の職業など、メットライフ生命がおたずねすることについて、被保険者ご自身で、ありのままを正しく告知してください。
- 告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人には告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

#### 正しく告知されない場合（告知義務違反）のデメリット

- 告知していただいた内容が事実と違った場合、責任開始の日から2年以内であれば、メットライフ生命は告知義務違反としてご契約を解除し、保険金などをお支払いできないことがあります。たとえご請求が責任開始の日から2年経過後であっても、2年以内に保険金などの支払事由が発生していれば、同様にご契約を解除することがあります。この場合、お支払いする解約返戻金などがあれば契約者にお支払いします。
- 現在の医療水準では治療が困難または死亡リスクの極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として保険金などをお支払いできないことがあります。責任開始の日から2年経過後であっても詐欺による取消しとなる場合があります。取消しとなった場合、払込保険料はお返ししません。

#### 申込内容や告知内容についての確認

- ご契約のお申込みの際、ご契約の成立後、または保険金などのご請求時にメットライフ生命の担当者またはメットライフ生命の委託を受けたものがお申込内容や告知内容について確認させていただきます。

#### 過去に傷病歴などがある方へ

- 過去に病気やケガをされたことがある方なども、保険料の割増や保障の一部を制限するなどの条件を付けてご契約をお引受けできる場合があります。また、メットライフ生命では保険料は割高ですが通常の保険よりも引受範囲を拡大した保険商品を取り扱っております。

#### お申込みにあたって

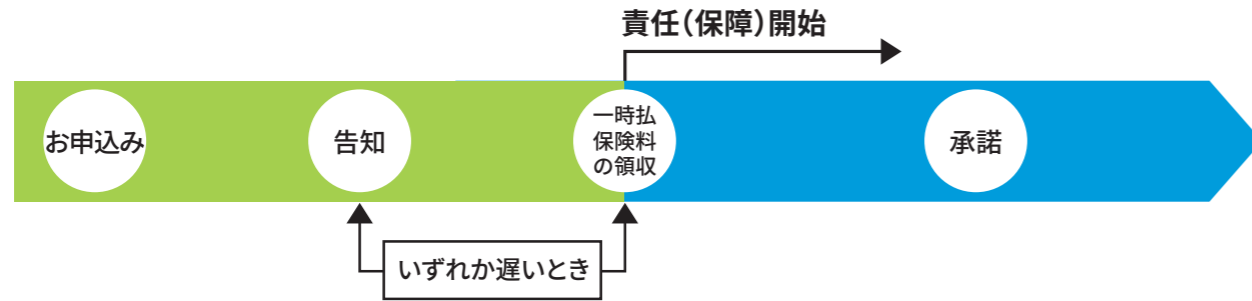
- 現在入院中の方または余命宣告を受けている方を被保険者としたご契約は、お引受けできません。  
※入院予定・検査入院の場合も含まれます。

### 3

## 保険料の領収または告知のいずれか遅いときから、保障が開始されます

共通

- お申込みいただいたご契約をメットライフ生命が承諾した場合には、**一時払保険料の領収または告知のいずれか遅いときから保険契約上の責任を負います**（責任開始）。



- 生命保険募集人は、お客さまとメットライフ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、**保険契約はメットライフ生命が承諾したときに有効に成立します**。なお、お申込み内容によっては、承諾するか否かの判断を行うにあたり、日数を要する場合があります。

### 4

## 保険金などをお支払いできない場合があります

共通

次のような場合には、保険金などをお支払いできないことがあります。

※下記に該当する場合でも、保険金などをお支払いできること(\*)や、解約返戻金などをお支払いできることがありますのでお問合せください。

\*責任開始時に発病した疾病について、メットライフ生命がその疾病を告知により知っていた場合や、病院への受診歴などがなく発病した認識や自覚がなかった場合など

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合
- 保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または受取人が暴力団関係者やその他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約が解除された場合
- 保険契約について詐欺行為があり、ご契約が取消しとなった場合
- 保険金などの不法取得目的を理由にご契約が無効になった場合
- 免責事由に該当した場合(例:責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺による死亡、契約者または受取人の故意による死亡など)
- 保険契約にもとづく利益の提供などが、約款に定めるOFAC規制などの国際経済制裁などを受ける場合またはそのおそれがある場合

※OFAC規制とは、米国の財務省外国資産管理室(OFAC)が、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などに対して行う、取引禁止や資産凍結などの措置のことです。

- 責任開始時に生じた傷害や疾病を原因として高度障害状態に該当されたときなど、支払事由に該当しない場合

健康告知あり  
米ドル

健康告知あり  
円

### 5

## 支払事由が生じた場合やその可能性があると思われる場合にはご連絡ください

共通

### お支払いに関する手続きなど

- お客さまからのご請求に応じて保険金などのお支払いを行う必要がありますので、保険金などの支払事由が生じた場合だけでなく、支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点がある場合などについても、すみやかにメットライフ生命までご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、請求手続き、保険金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」やホームページなどにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- メットライフ生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

ご連絡先

メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター  
0120-056-076 (月～金 9:00～18:00 年末年始および祝日を除く)

健康告知あり  
米ドル

健康告知あり  
円

### 保険金などの代理請求について

- 給付金代理請求特約を付加されると被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者をご請求できない特別な事情がある場合、被保険者に代わって配偶者や所定の範囲内の親族(代理請求人)が保険金などを請求できます。給付金代理請求特約を付加された場合は代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

詳しくは [ご契約のしおり・約款](#)

### 6

## 解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性があります

共通

- 解約時・減額時に、運用対象となっている資産(債券など)の価値を解約返戻金額に反映させる「市場価格調整」を行うため、市場環境などの変化により解約返戻金額が増減します。そのため、解約時・減額時の市場環境などの変化によっては、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

※一般的に債券の価値は、市場金利が高くなると下がり、市場金利が低くなると上がる性質があります。

- ご契約から短期間で解約されたときの解約返戻金額や、減額後に解約したときの解約返戻金の合計額は、多くの場合、一時払保険料より少ない金額となり、損失が生じるおそれがあります。

<米ドル建>P11 <円建>P27 契約概要11

健康告知なし  
円

P27 契約概要11

- 契約日から10年未満で解約・減額をされる際には、経過年数に応じた「解約控除」を行います。そのため、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

注意喚起情報

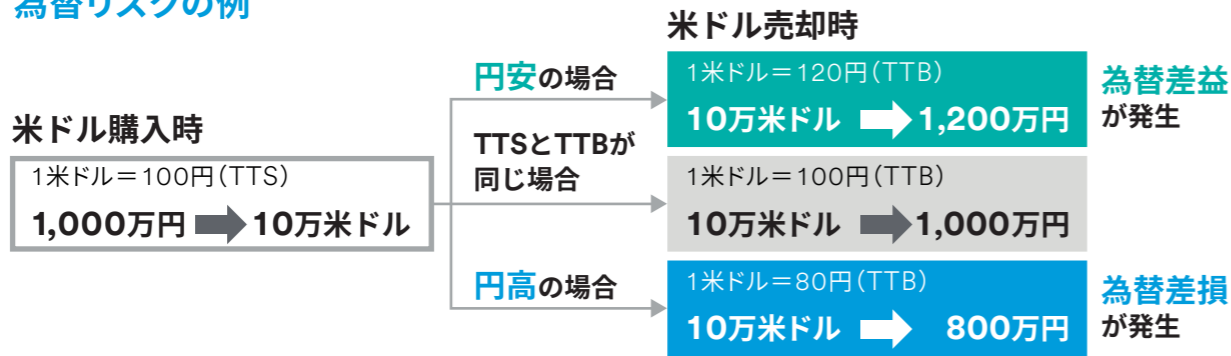
# 7

## この保険には為替リスクがあり、そのリスクは自己責任となります

健康告知なし  
米ドル  
健康告知あり  
米ドル

- 外貨建の場合、為替相場の変動により、保険金などの受取時の円換算額が、一時払保険料や保険金などの契約時の為替相場による円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります（為替リスク）。
- 上記のリスクはメットライフ生命が負うものではなく、契約者または受取人に帰属します（自己責任原則）。

### 為替リスクの例



※為替相場に変動がない場合（購入時と売却時のTTMが同じ場合）でも、為替レート（TTS・TTB）に含まれる為替手数料により、保険金などの受取時の円換算額が、一時払保険料や保険金などの契約時の為替相場による円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

円高	円の価値が外貨に対して、それまでよりも高くなることをいいます。
円安	円の価値が外貨に対して、それまでよりも安くなることをいいます。
対顧客電信売相場 (TTS)	外貨交換レート。お客さまが金融機関などから外貨を買うときの一般的な為替レートのことです。
対顧客電信買相場 (TTB)	円交換レート。お客さまが金融機関などに外貨を売るとき一般的な為替レートのことです。
対顧客電信売買相場仲値 (TTM)	TTSやTTBを決める際に基準となるレートのことで、一般的にはTTSとTTBの中間の値となっています。

※TTMに対して、TTS / TTB間には所定の差が生じます。

# 8

## 外貨建の保険料を払い込むときの留意事項についてご確認ください

健康告知なし  
米ドル  
健康告知あり  
米ドル

### 外貨で入金される場合

- 米ドル建の一時払保険料を円にてご用意される方は金融機関などで米ドルをお求めください。この場合、交換時の為替相場により円換算額が変動します。
- 「外貨入金特約」を付加した場合、米ドル建の一時払保険料を豪ドルで入金することができますが、裏表紙に記載の募集代理店では取扱いしておりません。
- 保険料をお支払いいただいた後に、ご契約をお引受けできないことが判明した場合、一時払保険料を外貨で受領できる口座に外貨にて返金します。

健康告知なし  
米ドル  
健康告知あり  
米ドル

### 円で入金される場合

- 「保険料円入金特約」を付加した場合、米ドル建の一時払保険料を円で入金することができます。この特約の為替レートは、メットライフ生命指定の金融機関が各営業日の最初に公示する米ドルの対顧客電信売相場 (TTS) を上回ることはありませんが、一時払保険料がメットライフ生命の指定口座に着金する受領日 (着金日) ごとに異なります。

健康告知なし  
米ドル

- 基本保険金額の上乗せを希望されたお申込みで、振込日と着金日が異なる場合、上乗せが適用されないことがありますので、振込日にメットライフ生命に着金するよう金融機関にてご確認のうえ、お振込みください。

※基本保険金額の上乗せについては、P7 契約概要6 をご覧ください。

# 9

## 外貨建の保険金などを受け取る際の留意事項についてご確認ください

健康告知なし  
米ドル  
健康告知あり  
米ドル

- 円支払特約を付加されると、死亡保険金・解約返戻金などを円に換算した金額でお支払いいたします。円支払特約を付加する場合、下表の換算基準日における米ドルのメットライフ生命所定の為替レートが適用されます。

支払項目	適用為替レートの基準日
死亡保険金・高度障害保険金	支払日
解約返戻金 (減額の場合を含みます)	メットライフ生命における書類受付日または指定日 (*)
年金 (年金支払特約)	1回目の年金を支払う日の前日
年金 (年金移行特約)	特約付加日

\*指定日は基準利率計算基準日のみ指定可 (健康告知なしコースでは指定できません)。

※この為替レートは、メットライフ生命指定の金融機関が各営業日の最初に公示する米ドルの対顧客電信買相場 (TTB) を下回ることがありません。

# 10

## 生命保険会社が経営破綻した場合などには、保険金額などが削減されることがあります

共通

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、契約時にお約束した保険金額などが削減されることがあります。
- メットライフ生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、契約時の保険金額などが削減されることがあります。
- 生命保険契約者保護機構による保険契約者保護の措置において、生命保険会社の経営破綻時における過去5年の予定利率が常に金融庁長官および財務大臣が定める基準利率を超えている契約は、そうでない契約より生命保険契約者保護機構による補償率が低くなる場合があります。
- 詳しくは生命保険契約者保護機構までお問合せください。

ご連絡先	生命保険契約者保護機構 03-3286-2820 (月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 年末年始および祝日を除く) www.seihohogo.jp
------	---

注意喚起情報

## 11 この商品は預金ではありません

共通

- 当保険はメットライフ生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金保険機構ならびに投資者保護基金の対象ではありません(生命保険契約者保護機構の対象となります)。

## 12 借入を前提としたお申込みはできません

共通

- 当保険の解約返戻金は一時払保険料を下回ることがあり、金融機関などからの借入れにより一時払保険料に充当した場合には借入元利金などの返済が困難になる可能性がありますので、借入を前提として申し込んだ場合はご契約のお引受けはできません。

## 13 現在の保険契約を解約して新たなお申込みをする場合、不利益が生じることがあります

共通

現在ご契約中のメットライフ生命または他社の保険契約を解約、減額されることを前提に、新たな保険契約のお申込みを検討されている場合は、以下の点にご注意ください。

- 多くの場合、解約返戻金額は、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 現在ご契約中の保険契約を解約することで、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約についても、一般の契約と同様に告知義務があります。また、新たな保険契約の責任開始の日を起算日として告知義務違反による解除の規定が適用されるとともに、詐欺による取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。  
したがって、告知内容によっては、新たな保険契約のお引受けができない場合や、その告知を正しくされなかったことにより新たなお契約が解除・取消しとなる場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約について、現在のご契約のままであればお支払いできる場合であっても、責任開始日から3年以内の被保険者の自殺など、死亡保険金などがお支払いできない場合があります。

特に、現在ご契約中の保険契約が外貨建定額個人年金保険などの場合は、以下の点にもご注意ください。

- 現在のご契約が、外貨建定額個人年金保険の保険契約である場合、為替相場の変動により、解約返戻金の円換算額が、契約時の為替相場による払込保険料の円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。また、解約・減額した場合、市場価格調整や解約控除を行うことがあります。

- 新たなお契約は、解約・減額される現在ご契約中の保険契約と払込保険料が同じであっても、同水準の死亡保険金額を得られないことがあります。
- 新たなお契約は、解約・減額される現在ご契約中の保険契約と商品内容などが異なる場合があります。

## 14 相談窓口についてご確認ください

共通

### メットライフ生命へのお問合せ

- 金融機関でお取り扱いする生命保険のご契約内容のご変更、保険金などのご請求など、各種手続きやご契約内容に関するお問合せにつきましては、メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンターまでご連絡ください。

ご連絡先	メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター 0120-056-076 (月～金 9:00～18:00 年末年始および祝日を除く)
------	---

※郵送での各種手続きの場合、請求書の受付はメットライフ生命の営業日(月～金、年末年始および祝日を除く)に行います。なお、受付日は、請求書がメットライフ生命に到着した日と異なる場合がありますので、メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンターまでお問合せください。

- メットライフ生命の生命保険業務についての質問、相談ならびに苦情につきましては、メットライフ生命 お客さま相談室までご連絡ください。

ご連絡先	メットライフ生命 お客さま相談室 0120-880-533 (月～金 9:00～17:00 年末年始および祝日を除く)
------	--

共通

### 指定紛争解決機関について

- メットライフ生命が契約している保険業法上の指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております(お問合せ先については、生命保険協会ホームページをご覧ください)。

生命保険協会ホームページ	<a href="http://www.seiho.or.jp">www.seiho.or.jp</a>
--------------	--

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

## 15 税金のお取扱いについてご確認ください

共通

下記内容は、2025年12月現在の税制にもとづいた一般的な説明であり、将来変更される可能性があります。最新の情報についてはご自身でご確認ください。税制・解釈の変更などにより、下記取扱いが適用されない場合があります。また、個別具体的な税務の取扱いについては、税理士または所轄の税務署にご相談ください。

※契約者が個人の場合の取扱いとなります（契約者が法人の場合は取扱いが異なります。なお、ご検討に際しては、法人向けの留意点を記載した「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を必ずご確認ください）。

※税金のお取扱いについては **ご契約のしおり・約款** にも記載していますのでご参照ください。

一時払保険料の払込時	お支払いいただいた一時払保険料は「一般生命保険料控除」の対象となります。 ※一時払保険料を支払った当該年のみ控除が適用されます。			
解約返戻金の受取時	所得税（一時所得）＋住民税 ※[解約返戻金－一時払保険料相当額]が課税対象となります。			
死亡保険金の受取時	契約形態によって税金の種類が異なります。			
	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
	本人	本人	配偶者または子	相続税
	本人	配偶者	子	贈与税
	本人	配偶者	本人	所得税（一時所得）＋住民税

健康告知あり  
米ドル

健康告知あり  
円

リビング・ニーズ保険金、高度障害保険金の受取時	受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族に該当する場合、非課税となります。
-------------------------	--

健康告知なし  
米ドル

健康告知あり  
米ドル

### 外貨建保険の税法上のお取扱いについて

●外貨建の場合、次の基準により外貨を円に換算したうえで、円建生命保険契約と同様に取り扱います。

科目	円換算日	換算時為替レート
一時払保険料	保険料領収日	
解約返戻金	解約効力発生日 <sup>(*)</sup>	円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値 (TTM)
死亡保険金	所得税の対象となるもの	支払事由発生日
	相続税・贈与税の対象となるもの	

\* 解約効力発生日は解約日・減額日となります。

※保険料円入金特約を付加した場合、一時払保険料は実際に円でお払込みいただいた金額を基準とします。

※円支払特約を付加した場合、保険金などについては実際に円でお支払いした金額を基準とします。

## 16 個人情報に関する重要事項

共通

### 1. 利用目的について

メットライフ生命は、お客さまの個人情報（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます）に定める個人番号を除きます）を次の目的のために利用します。これらの目的のほかに利用することはありません。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③メットライフ生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

メットライフ生命は個人番号を番号法にもとづき支払調書などにお客さまの個人番号を記載して税務署長に提出する事務においてのみ収集・利用し、利用目的の達成後に個人番号をすみやかに消去します。

共通

### 2. ご同意いただきたいこと

- ①機微（センシティブ）情報の取得・利用  
メットライフ生命は、生命保険業務の適切な運営を確保するために必要な範囲において、健康状態や病歴などの要配慮個人情報を含む機微（センシティブ）情報を取得・利用します。
- ②外国を含む再保険会社への情報提供  
メットライフ生命は、生命保険事業において安定的な業務を行うにあたって、引受リスクの適切な分散のために、外国を含む再保険会社に保険契約の引受けを依頼することがあります（再保険会社はメットライフ生命から引き受けた再保険契約を、さらに別の再保険会社に引受けを依頼することがあります）。再保険会社は、当該保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払いを目的として、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか被保険者の氏名、生年月日、性別、保健医療などの個人情報を利用します。  
また、保険金・給付金などのご請求があった場合は、上記の個人情報のほか受取人などの氏名、住所、戸籍書類など、業務に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。  
再保険会社が所在する外国の例：米国、EU、英国、シンガポールなど  
メットライフ生命は、信用リスクなどのさまざまな情報を踏まえて再保険会社を決定しております。現時点で移転先が決定していないため、移転先の外国の名称および移転先が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報について情報提供を行うことができません。

共通

### 3. 外部への提供

メットライフ生命は、次の場合を除いて、ご本人の個人情報および提供先において個人データとして取得することが想定される個人関連情報を外部に提供することはありません。

- ①あらかじめ、ご本人が同意されている場合
- ②法令にもとづく場合のほか、個人情報保護法によりご本人の同意を得ないでご本人の個人情報を第三者に提供することが認められている場合
- ③利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部（米国などの外国に所在する事業者、メットライフ生命の代理店を含みます）へ委託する場合
- ④外国を含む再保険会社へ情報提供する場合
- ⑤個人情報を共同利用する場合

その他詳細および最新情報はメットライフ生命ホームページ [www.metlife.co.jp](http://www.metlife.co.jp) に記載しています。

注意喚起情報

